

大井町環境基本計画

ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい



大井町

はじめに

本町は、丘陵部を中心とした山林や里山の豊かな緑、足柄平野に大いなる恵みをもたらしてくれる酒匂川の清流と平坦部に広がる田園風景、気候は比較的温暖で、住環境に適し、各種作物の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境にあります。

しかしながら、地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の発生、豊かな生活から排出されるごみ処理問題や担い手不足による里山や耕作放棄地の荒廃問題、東日本大震災に伴う原発事故の発生により、大きな課題とし取り上げられたエネルギー問題など、私たちは、いま、様々な環境問題に直面しております。

このような環境問題は、我が国だけに留まらず、地球規模での課題とし、「資源循環型社会」の構築に向けた環境施策の推進から、「低炭素化社会」、「自然共生型社会」、そして「資源循環化社会」の構築へ向けた施策の推進へと、その方向性も大きく変わり、行政に課された環境課題も非常に多岐にわたってきております。

このたび、本町では、このような様々な環境問題に地域から貢献すべく、望ましい環境像である「ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい～」を実現するため、大井町環境基本計画を改定いたしました。

本計画では、本町の現況や特徴等を考慮し、公害対策推進プロジェクト、生活排水対策プロジェクト、森林・里山再生プロジェクト、おおい自然園プロジェクト、ごみの減量・資源化プロジェクト、地球温暖化対策推進プロジェクト、環境教育推進プロジェクトの7つのプロジェクトを重点施策として掲げ、町民・事業者・町によるパートナーシップのもと、地域の人々の暮らしと自然環境が調和した特色ある地域を創造するとともに、町民・事業者による自主的な行動が展開されるための仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

人々の環境に対するニーズも多様化し、環境問題に対する意識の変化や環境活動への関心が高まりつつある今だからこそ、この素晴らしい「おおい」の環境を次世代に引き継いでいくために、町民・事業者の皆様方と力を合わせ、本計画を着実に推進することが重要であると考えております。今後とも、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

計画の改定にあたりまして、熱心なご審議をいただいた大井町環境審議会委員の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきましたエコ・タウンおおい推進協議会委員の皆様、町民の皆様方に、深く感謝申し上げます。



平成25年3月

大井町長 間 宮 恒 行

目 次

第1章 環境基本計画の概要	1
1. 新たな計画策定の必要性	2
(1) これまでの環境基本計画	2
(2) 環境基本計画改定の背景	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の主体	5
4. 計画の対象地域	6
5. 計画の期間	6
第2章 環境の現状と課題	7
1. 地域社会の現状と課題	8
(1) 位置・地勢	8
(2) 人口・世帯等	10
(3) 産 業	11
(4) 土地利用	12
(5) 都市施設等	13
2. 地域環境の現状と課題	16
(1) 大気汚染	16
(2) 自動車交通	18
(3) 水 質	19
(4) 地下水・水道水の供給	20
(5) 土 壌	21
(6) 騒 音	21
(7) 化学物質	21
(8) 公害対応	22
(9) ごみの状況	23
(10) ごみ処理施設	29
(11) 自然環境の状況	30
(12) エネルギーの利用状況	33
(13) 景観の状況	36
(14) 歴史的環境の状況	36
第3章 政策推進の基本方針	39
1. 計画の基本方針	40

(1) 望ましい環境像・環境目標の設定.....	40
(2) 環境施策の策定	40
(3) 町・町民・事業者の取組と役割	40
(4) 計画の実効性の確保	40
2. 計画の枠組み	41
3. 望ましい環境像.....	42
4. 基本目標と個別目標.....	43
第4章 環境政策の展開	45
1. 環境施策の体系.....	46
2. 重点施策	48
(1) 基本的な考え方	48
(2) 施策の優先順位	48
(3) 重点施策	49
第5章 環境配慮と行動	57
1. 生活環境	58
(1) 町の取組	58
(2) 町民の取組	60
(3) 事業者の取組.....	61
2. 自然環境	62
(1) 町の取組	62
(2) 町民の取組	64
(3) 事業者の取組.....	64
3. 循環型社会.....	65
(1) 町の取組	65
(2) 町民の取組	66
(3) 事業者の取組.....	66
4. 低炭素社会.....	67
(1) 町の取組	67
(2) 町民の取組	68
(3) 事業者の取組.....	68
5. 環境教育	69
(1) 町の取組	69
(2) 町民の取組	70
(3) 事業者の取組.....	70

第6章 計画の推進体制と進行管理	71
1. 計画の推進体制.....	72
(1) 計画推進体制の確立	72
(2) 大井町環境行動計画の推進	73
(3) 事業者・地域・各種団体のネットワーク	73
(4) 国・県・周辺自治体との協力体制の構築	73
(5) 財政上の措置	73
2. 計画の進行管理.....	74
(1) 進行管理の手法	74
(2) 進行状況の点検・評価.....	74
(3) 計画の見直し	75
3. 計画及び進捗状況の周知	75
参考資料	77
1. 大井町環境基本条例.....	78
2. 大井町環境美化条例.....	83
3. 大井町環境審議会規則	85
4. エコ・タウンおいおい推進協議会設置運営要綱	87
5. まちづくりアンケート調査結果.....	89
(1) 大井町の将来像や今後のまちづくりについて	89
(2) まちづくりへの参加と協力について	93
(3) 行政の施策や事業への取組について	97
6. 用語解説	99

第 1 章 環境基本計画の概要



1. 新たな計画策定の必要性

(1) これまでの環境基本計画

大井町（以下、「本町」という。）では、環境基本法及び国の環境基本計画の趣旨を踏まえ、大井町環境基本条例に定められた「環境の保全及び創造についての基本理念」の実現に向けて、平成15年3月に大井町環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するとともに大井町環境行動計画を策定し、同年4月から平成25年3月までを計画期間として取組を進めてきました。

計画期間の満了に伴い、これまでの計画の進捗状況や課題点、現在の環境問題や国及び神奈川県環境対策を踏まえ、本計画を改定することとしました。

「環境の保全及び創造についての基本理念」は、大井町環境基本条例第3条に次のように定めています。

【基本理念】

- 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

(2) 環境基本計画改定の背景

本計画の策定から10年が経過し、環境問題を取り巻く状況や環境問題に対する国民の意識も大きく変化し、廃棄物問題に加え、地球温暖化や生物多様性の損失等は世界規模の環境問題として深刻化してきており、多様な環境対策が国際レベルで求められています。

地球温暖化問題については平成21年9月に国際会議の場において、当時の鳩山首相により温室効果ガス排出量を大幅に削減する目標が発表されました。その後の政権交代に

よりその具体的な目標は未だ明確になっていませんが、地球温暖化問題は重要な課題であることから、高いレベルでの目標が定められると思われます。

また、平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」とそれに基づく「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月策定）では、生物多様性の損失を止め、現状以上に豊かなものとするために、国内施策の充実と国際的な取組の推進を掲げています。平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された「COP10」（生物多様性条約第10回締結国会議）においても、2011年以降の生態系の保全目標を示した新戦略計画「愛知ターゲット」が採択され、生物多様性保全のための取組が強化されています。

このような環境対策の取組を背景として、国は平成24年4月に「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画では、「低炭素社会（温室効果ガス排出量の大幅削減）」、「循環型社会（3R〔リデュース・リユース・リサイクル〕による資源循環）」、「自然共生社会（自然の恵みの享受と継承）」の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を、目指すべき持続可能な社会の姿として位置付け、環境施策の展開の方向が示されたところであります。

一方、神奈川県では、近年の環境問題へ対応するため、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえて、平成17年10月に「神奈川県環境基本計画」の全面的な改定が行われました。そこでは、「恵み豊かな地域環境づくり」、「持続可能な社会づくり」、「協働・連携を進める人づくり」の三つの柱のもと、20のプロジェクトが定められました。また、平成22年3月には「神奈川県環境基本計画」における具体的な事業展開の内容について、進捗状況の結果等を踏まえ、更新がされています。

本町においても、このような国・県の動向を踏まえ、多様化・深刻化する環境課題に対応する施策の展開をより一層図っていく必要があります。

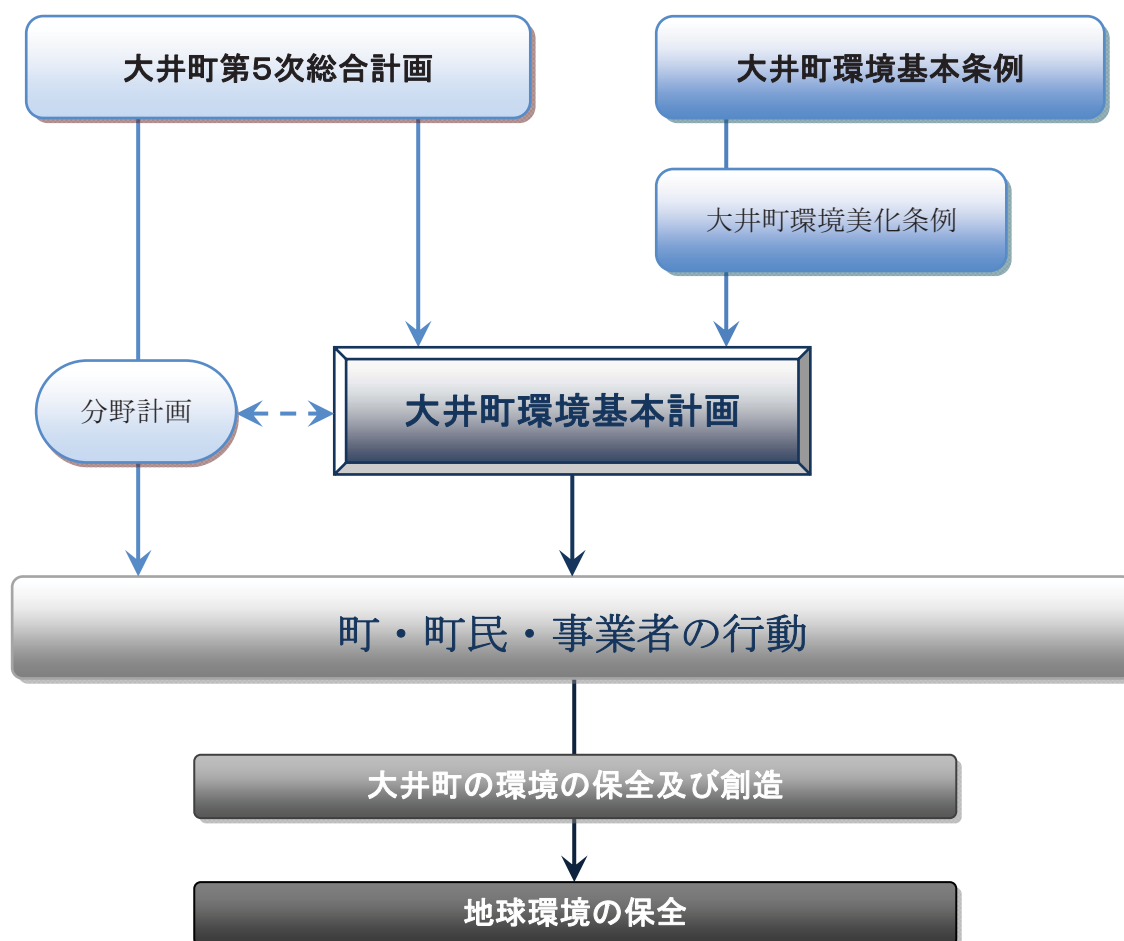


2. 計画の位置づけ

本計画は、大井町環境基本条例第3条に定められた環境の保全及び創造についての「基本理念」の実現に向け、同条例第9条に基づき策定するものです。

また、本計画は、本町の良好な環境を次世代に引き継ぐための環境行政を、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、そのために長期的な視野に立った目標を掲げ、本町で生活や活動を行う町・町民・事業者等がそれぞれの役割を果たし、環境保全のための行動を進める際の基本的な方向及び方策を示すものであります。

なお、本計画は大井町総合計画を上位計画とし、その個別計画として位置付けるとともに、策定に際しては「おおい都市マスタープラン」「大井町緑の基本計画」などの分野別計画との調整を図るものとします。

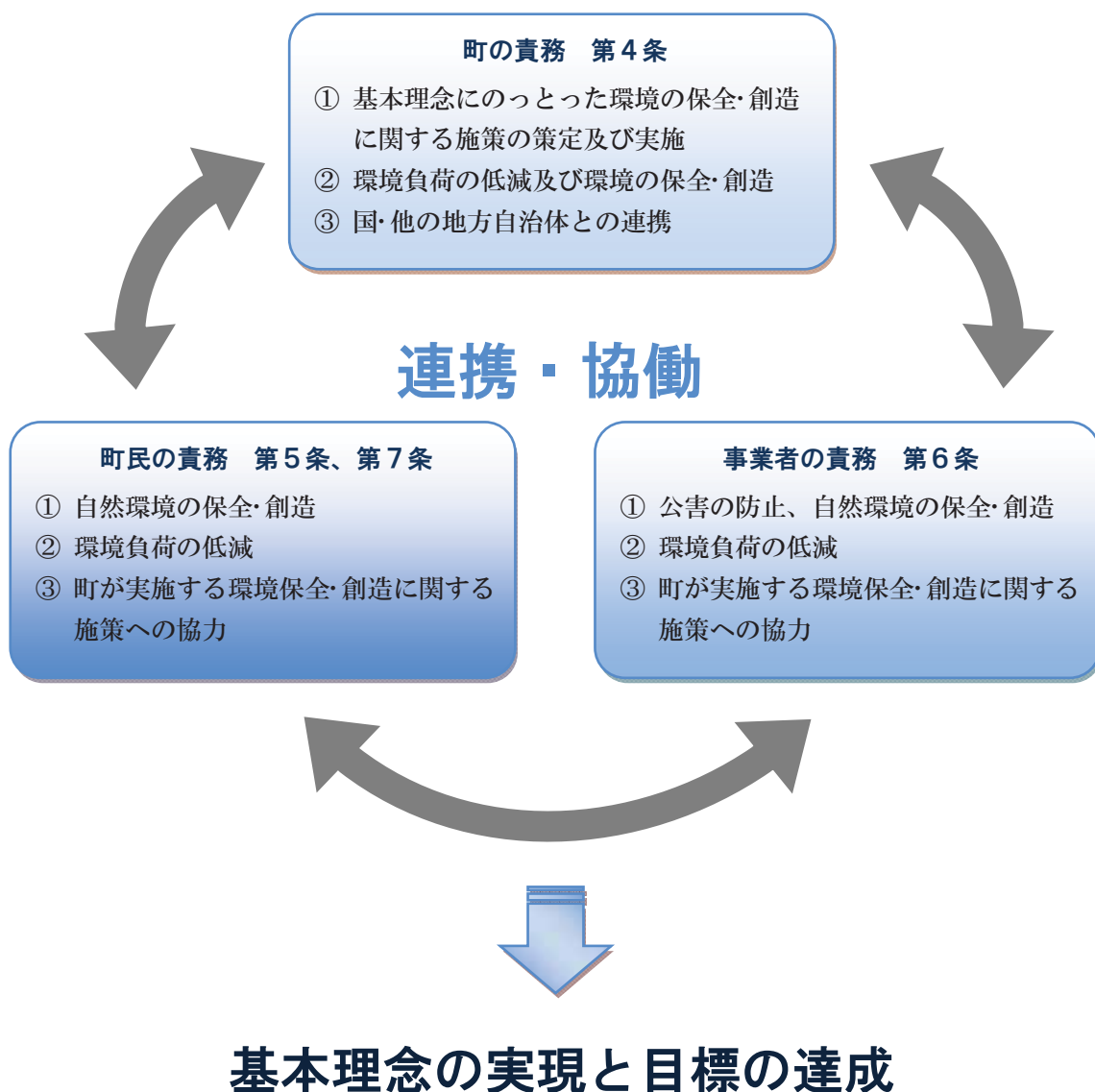


3. 計画の主体

本計画の実効性を高めるには、町・町民・事業者等の自主的な活動やそれぞれの連携・協働が欠かせません。

また、大井町環境基本条例第4条から第7条においても、町・町民・事業者等の環境保全に対する責務について明らかにしています。

よって、それぞれが地域の環境づくりの主体として、目標達成のために取組を進めることとします。



4. 計画の対象地域

原則として本町の行政区域全体を計画の対象地域としますが、一自治体のみが取組を実施しても大きな効果が現れにくい取組に対しては、周辺市町・国・県・全国の市町村とも連携を深め、広域的なネットワークを構築します。

5. 計画の期間

本計画は21世紀半ばを展望した長期的な地域の環境づくりのための計画ですが、着実な計画の推進を図るために、平成25年度から平成34年度までの10年間を本計画の期間として定めます。

ただし、今後の社会経済情勢や環境状況の変化にあわせ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



第2章 環境の現状と課題



1. 地域社会の現状と課題

(1) 位置・地勢

ア 位置

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部に位置し、東京から約 70 km、横浜からは約 50 km の距離にあります。

東経 139° 9' 37"

北緯 35° 19' 25"

海拔 36.48 m

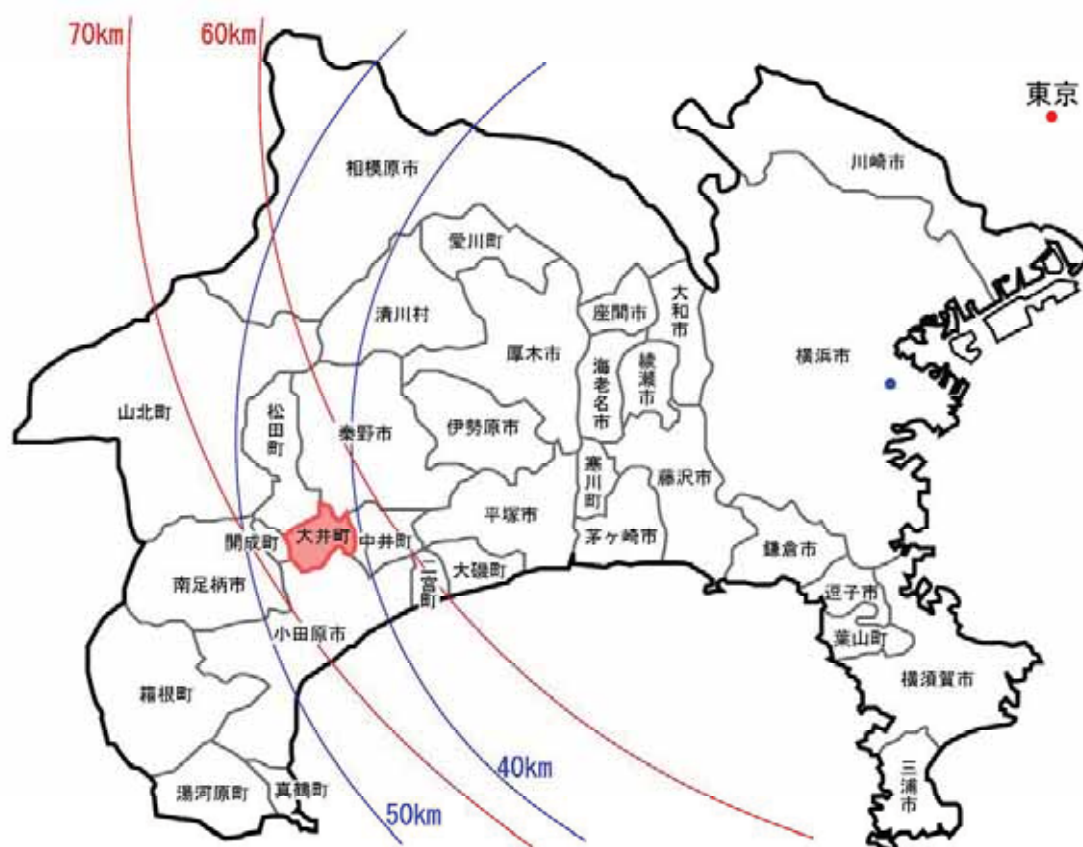
※東経、北緯、海拔は金子 1995 番地「大井町役場」

東西 5.62 km

南北 5.18 km

面積 14.41 km²

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（昭和 63 年 10 月 1 日）」



イ 地 勢

本町の北側には、なだらかな足柄山地の稜線が北西方向に低く連なり、その背後に急峻な丹沢山地がそびえています。西方には箱根火山の山並みが南北に走り、その稜線のかなたに富士山が位置しています。町の中央よりやや西側には、町を丘陵部と平坦部に二分する国府津・松田断層が相模湾に向かって伸びています。

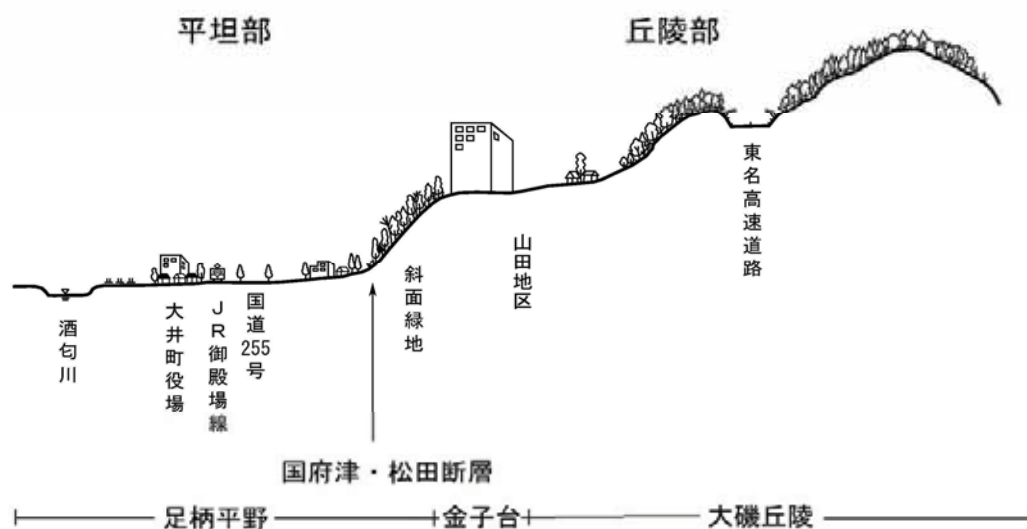
国府津・松田断層が分ける西側は、酒匂川と川音川によって形成された扇状地で、足柄平野あるいは足柄低地と呼ばれる平坦部が南側に広がっており、町全体の約3分の1の面積を占めています。この平坦部の西側、開成町との境には酒匂川が位置し、川沿いの地域に多くの恵みを与えるとともに周辺住民の憩いの場となっている一方、近年のゲリラ豪雨等の発生時には、他市町において災害を引き起こしています。

また、国府津・松田断層の東側は金子台または相互台と呼ばれる細長い台地と、大磯丘陵といわれる丘陵部で、それらが町全体の約3分の2の面積を占めています。

地下水は豊富で、酒匂川や川音川、農業用水路等の水が地中に浸透しその涵養源となっています。町営水道もそのすべてを地下水で賄っており、町内の工場等でも利用されています。酒匂川や川音川から取水する用水路（酒匂堰、金田堰、和田堰等）は、平坦部に古くから、しかも広く整備がされ、水田の灌漑用水としての役割を果たしてきましたが、現在では宅地化が進み都市排水路としての重要な役割も担っています。

気象は、上記のような地形により寒冷な北風は遮られ、温暖な南風が入りやすく、比較的温暖です。この結果、地域全体が良好な気象条件に恵まれ、気温、雨量は、共に全地域にわたり大差がなく、住環境に適し、各種作物や果樹等の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境が地域の特徴を形づくっています。

地形の模式断面図



(2) 人口・世帯等

本町の人口は平成22年度にかけて増加傾向にありましたが、平成23年度の人口及び世帯数は、総人口17,689人、世帯数6,271人と減少がみられます。

世帯人数は一貫して減少傾向にあり、本計画策定時の平成14年度には2.99人／世帯でしたが、平成23年度には2.82人／世帯となり、核家族化が進んでいることが推測されます。

また、高齢化も進行しており65歳以上が占める割合は、平成23年度は20.83%で平成14年度と比較すると約8%増加しています。

このように人口構造が変化する中、「まちづくりアンケート」における「あなたが今後活動したい取組について」の設問に対する60歳以上の回答では、第2位に「環境美化活動」第3位に「自然保護・緑化活動」が位置し、今後、本計画の推進にあたっては、本町の人口構造を活かした手法の検討が重要であると判断されます。

人口と世帯数の推移



資料：大井町統計要覧（各年の10月1日現在の数値）

(3) 産 業

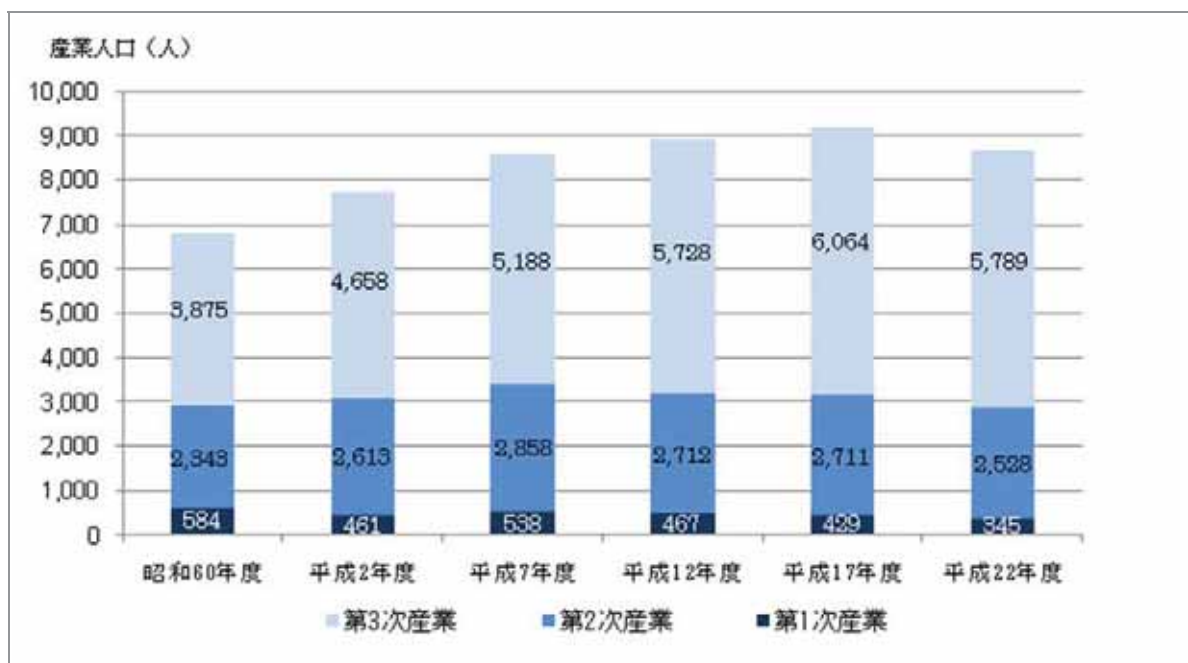
平成22年度における本町の産業分類別就業人口は、第三次産業が66.83%と最も多く、次いで第二次産業29.19%、第一次産業3.98%となっています。

第一次産業の大部分を占める農業は、昭和60年から平成22年にかけて約41%減少しています。このことから、農業の後継者不足から遊休農地の増大や荒廃が懸念され、本町の良好な自然環境の一端をなす農地の保全対策が求められています。

第二次産業就業人口は、製造業が最も多く、次いで建設業となっています。

第三次産業就業人口は、主に卸売・小売業、サービス業で、次いで医療・福祉、運輸業、飲食店・宿泊業となっております。

産業別就業人口の推移



資料：大井町統計要覧

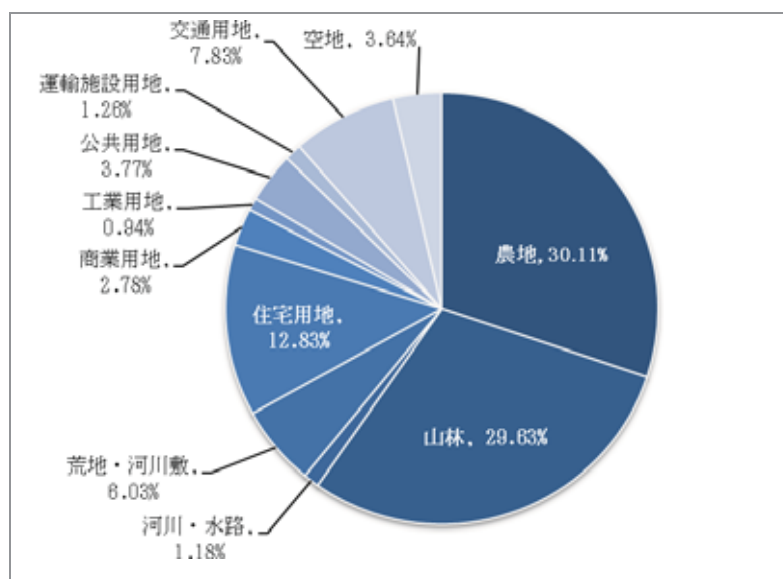
(4) 土地利用

本町は、全体が都市計画区域に指定されており、市街化区域は平坦部の東側にほぼ集中し、平坦部の西側と丘陵部は市街化調整区域となっています。

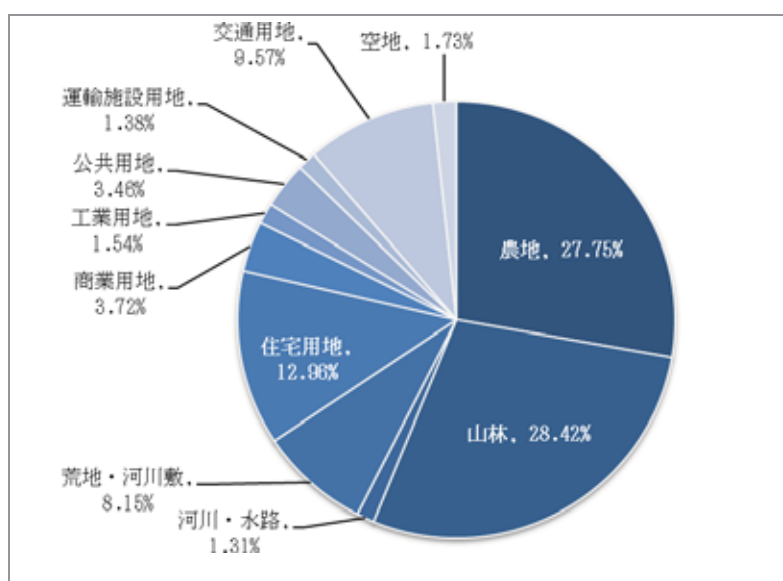
平坦部の市街化調整区域は水田を中心とした農地が多く存在し、丘陵部は山林がその多くを占めています。

土地利用状況の推移

■ 平成 12 年度



■ 平成 22 年度



資料：都市整備課（都市計画基礎調査）

(5) 都市施設等

ア 道路・交通

鉄道は、平坦部に本町の主要な公共交通機関であるＪＲ御殿場線がほぼ南北に縦断しており、生活圏域が東西に分かれています。

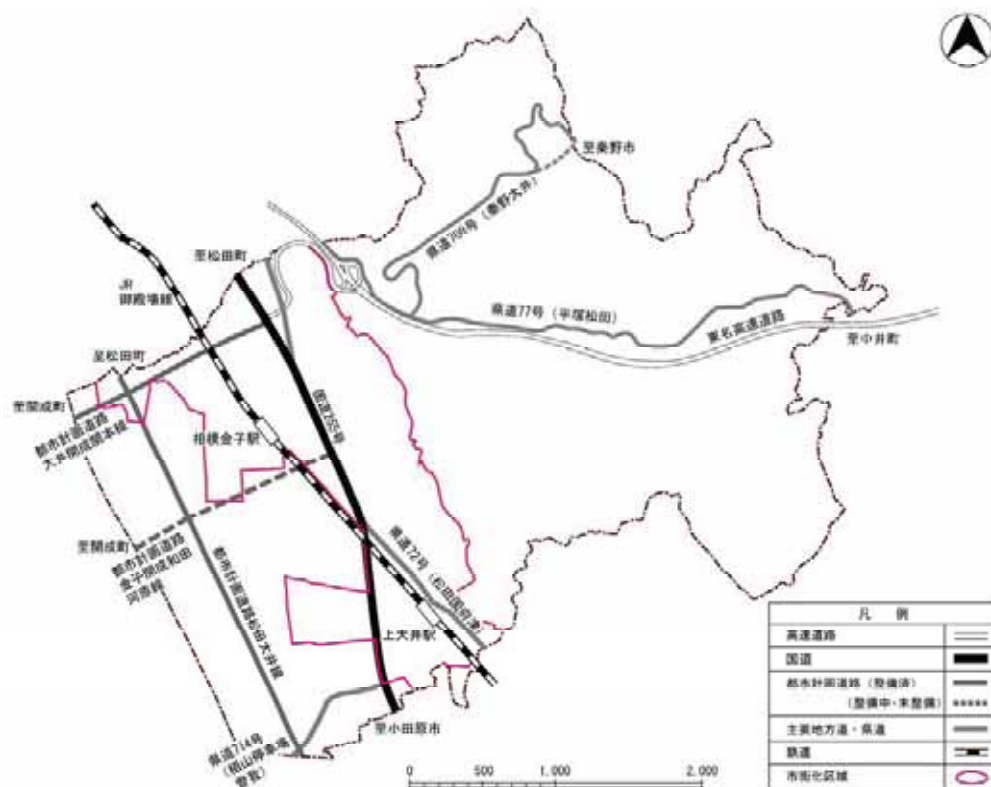
また、道路は都市計画道路松田大井線のほぼ全線が平成15年度に、西大井地内の残区間も平成22年度にそれぞれ供用開始となり、さらに都市計画道路金子開成和田河原線の酒匂川2号橋区間は平成26年度に供用開始予定とされ、本計画策定時の平成15年度と比較し徐々に道路整備が進んでいます。

しかし、町内の東西方向を連絡する道路である都市計画道路金子開成和田河原線の、酒匂川2号橋区間から国道255号までの区間の早期整備が求められています。

丘陵部は、篠窪地区において県道秦野大井線の篠窪バイパスの工事が徐々に進められていますが、依然として平坦部と連絡する道路が少なく、また集落間も狭い道路が多いことから、平坦部とを結ぶ連絡道路の整備、丘陵部内をネットワークする道路の整備が求められています。

なお、両地域とも自家用車の普及等により、公共交通機関の利用者は減少していますが、福祉や地球温暖化対策の面から路線バスの利用促進と運行本数の確保が求められています。

交通網図



イ 公園・緑地

町が管理する公園やグラウンド等は約 4.3ha となっていますが、酒匂川やおおいゆめの里といった行政が管理する緑地も、公園と類似した機能を有するオープンスペースとなっています。その他の民間所有等の緑地は丘陵部に広く分布し、自然環境保全地域や保安林等、自然を保全するために指定された地域も見られます。

しかし、全体としては公園や広場等の施設は少ない状況にあります。

緑地現況量

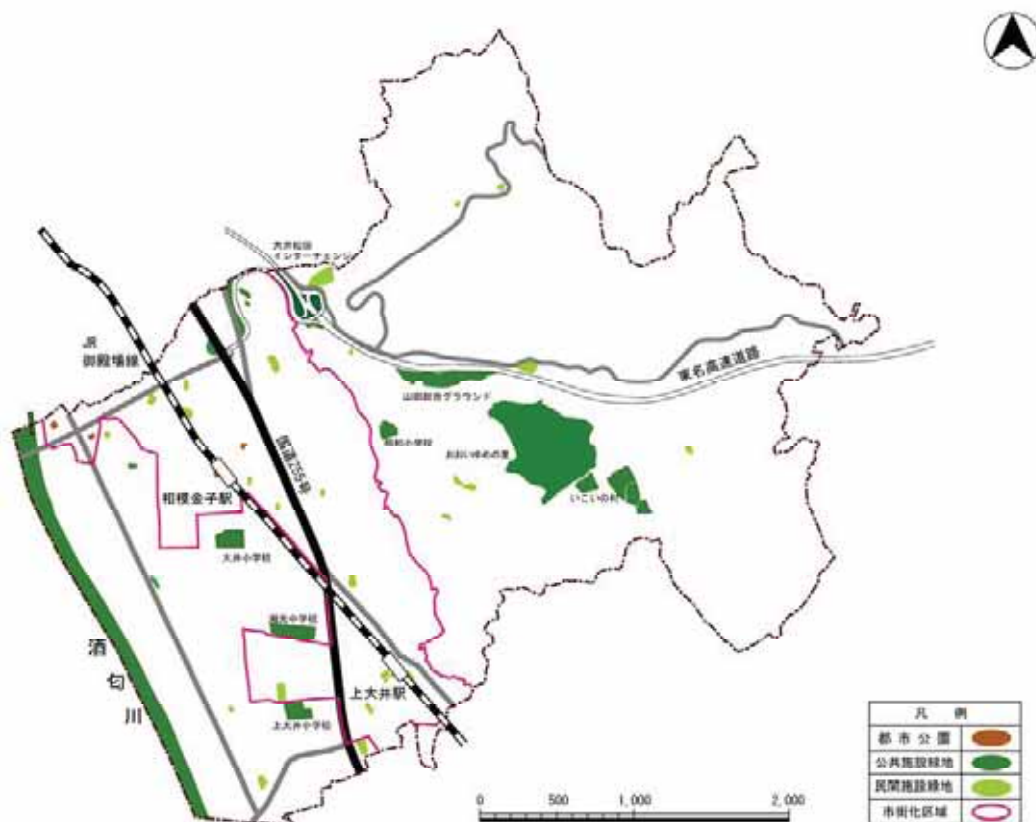
(ha)

区 分		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
施設緑地	都市公園	0.48	—	0.48
	公共施設緑地	3.81	75.67	79.48
	民間施設緑地	4.00	5.13	9.13
	合計	8.29	80.80	89.09
地域制緑地	法令によるもの	0.03	655.66	655.69
	条例等によるもの	—	35.10	35.10
	小計	0.03	690.76	690.79
	法令・条例等間の重複	—	60.22	60.22
	合計	0.03	630.54	630.57
施設・地域制緑地間の重複		—	19.0	19.0
緑地現況量の総計		8.32	692.34	700.66

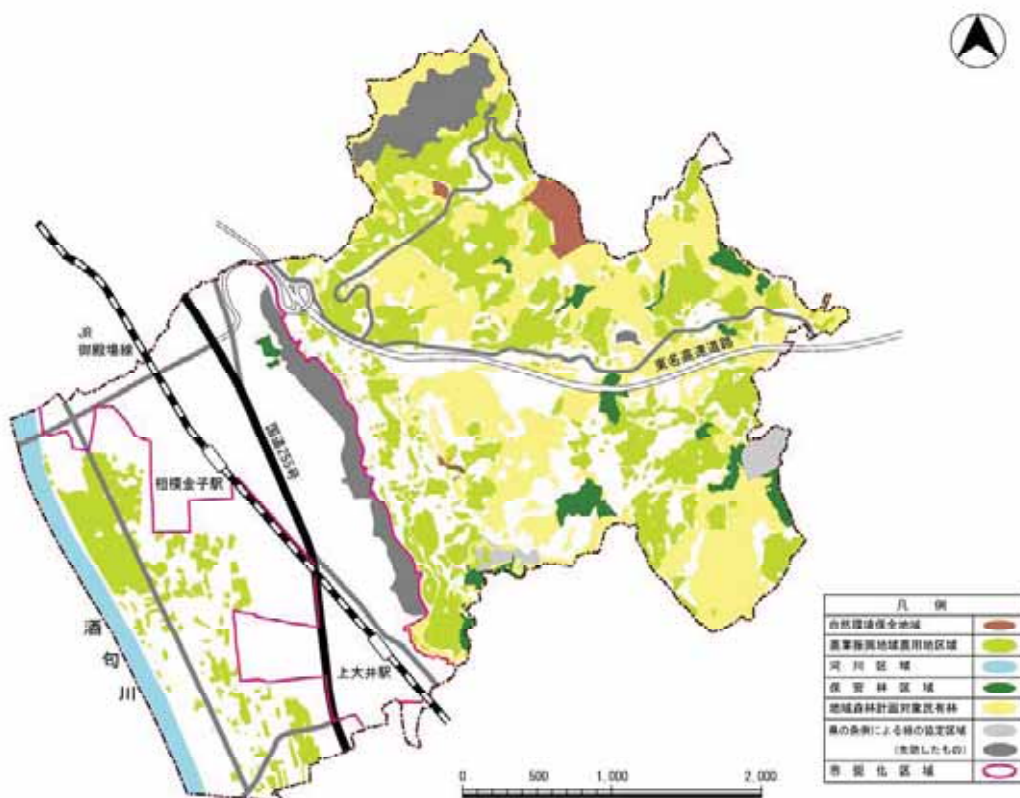
資料：生活環境課



施設緑地現況図



地域制緑地現況図



2. 地域環境の現状と課題

(1) 大気汚染

【現 状】

町内には大気の測定点がないため、正確な状況は把握できませんが、近隣の自治体における大気汚染物質の測定結果では、概ね環境基準を満たしています。

しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが環境基準を上回る時間数の増加や、光化学スモッグ注意報の発令回数も増加傾向にあります。

さらに、町内では年間をととして家庭や農業者、事業者の野焼きに対する苦情が多く寄せられています。

【課 題】

光化学オキシダントについては、神奈川県をはじめ広域での対策が求められます。
また、野焼きに対する苦情も多く寄せられていることから、野焼きの防止対策を進めるとともに廃棄物処理に関する意識啓発に向けた施策の展開が必要です。

大気汚染常時監視測定結果の推移

■ 一般環境大気測定結果 測定局：南足柄市生駒

	平成14年度			平成17年度			平成23年度		
	年平均	1時間値 超過時間数	日平均値 超過日数	年平均	1時間値 超過時間数	日平均値 超過日数	年平均	1時間値 超過時間数	日平均値 超過日数
二酸化硫黄(SO ₂) [ppm]	0.005	0	0	0.003	0	0	0.001	0	0
二酸化窒素(NO ₂) [ppm]	0.014	0	0	0.013	0	0	0.008	0	0
一酸化窒素(NO) [ppm]	0.006	—	—	0.004	—	—	0.002	—	—
光化学オキシダント(O ₃) [ppm]	0.041	※1 62	※2 2	0.041	※1 50	※2 2	0.044	※1 67	※2 1
浮遊粒子状物質(SPM) [mg/m ³]	0.026	1	1	0.033	0	0	0.021	0	0

※1 1時間値が0.06ppmを超えた日数

※2 1時間値が0.12ppmを超えた日数(光化学スモッグ注意報発令回数)

■ 自動車排出ガス測定結果 測定局：小田原市民会館

	平成14年度			平成17年度			平成23年度		
	年平均	1時間値 超過時間数	日平均値 超過日数	年平均	1時間値 超過時間数	日平均値 超過日数	年平均	1時間値 超過時間数	日平均値 超過日数
二酸化窒素(NO ₂) [ppm]	0.028	0	0	0.022	0	0	0.014	0	0
一酸化窒素(NO) [ppm]	0.031	—	—	0.018	—	—	0.008	—	—
一酸化炭素(CO) [ppm]	0.700	※1 0	0	0.600	※1 0	0	0.400	※1 0	0
浮遊粒子状物質(SPM) [mg/m ³]	0.038	2	5	0.042	0	0	0.024	1	0

※1 8時間値が20ppmを超えた日数

資料：神奈川県大気汚染常時監視測定結果統計値表

環境基準の評価方法

i 二酸化窒素 (NO₂)

- ・ 日平均値が 0.06ppm を超えた日数

※年（365 日）で日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 8 日以上あると、環境基準を達成できないことになります。

ii 浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・ 1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数

※1 時間値が 0.20mg/m³ を超えると、環境基準の短期的評価を達成できないことになります。

- ・ 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数

※日平均値が 1 日でも 0.10mg/m³ を超えると、環境基準の短期的評価を達成できないことになります。

※1 年（365 日）で日平均値が 0.10ppm を超えた日数が 8 日以上あると、環境基準の長期的評価を達成できないことになります。

iii 二酸化硫黄 (SO₂)

- ・ 1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数

※1 時間値が 0.1ppm を超えると、環境基準の短期的評価を達成できないことになります。

- ・ 日平均値が 0.04ppm を超えた日数

※日平均値が 1 日でも 0.04ppm を超えると、環境基準の短期的評価を達成できないことになります。

※1 年（365 日）で日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 8 日以上あると、環境基準の長期的評価を達成できないことになります。

IV 光化学オキシダント (O_x)

- ・ 昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数

※1 時間値が 0.06ppm を超えると、環境基準が達成できないことになります。

- ・ 昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数

※1 時間値が 0.12ppm 以上になると、光化学スモッグ注意報が発令されることがあります。

V 一酸化炭素 (CO)

- ・ 8 時間値が 20ppm を超えた回数

※8 時間値が 20ppm を 1 回でも超えると、環境基準の短期的評価を達成できないことになります。

- ・ 日平均値が 10ppm を超えた日数

※1 年（365 日）で日平均値が 10ppm を超えた日数が 8 日以上あると、環境基準の長期的評価を達成できないことになります。

資料：神奈川県大気汚染常時監視測定結果統計値表

(2) 自動車交通

【現 状】

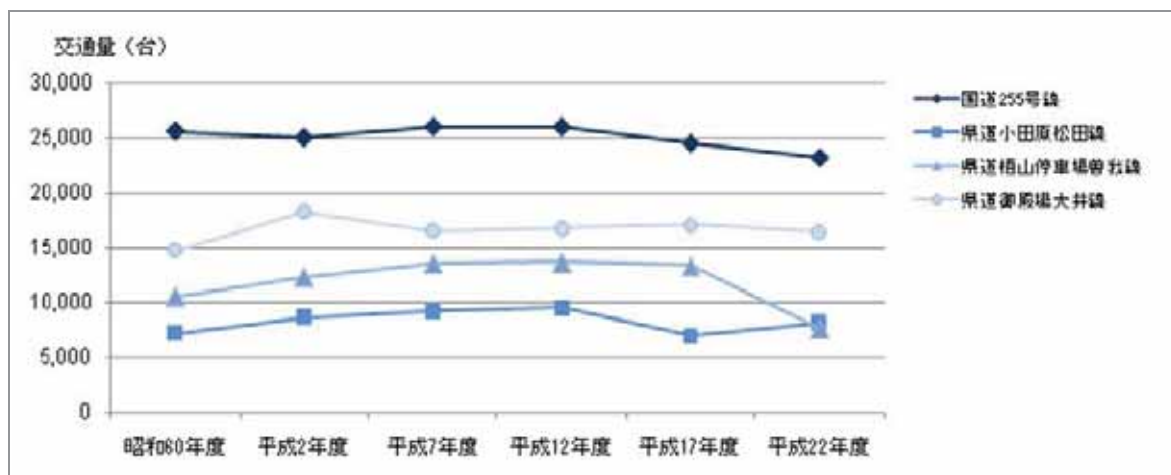
主要道路の交通量は、道路網の整備等によりわずかながら減少傾向にあります、国道255号や県道においては頻繁に渋滞が発生しています。

また、町内の自動車保有台数は、わずかながら減少傾向にあります、公共交通機関（鉄道）の利用も減少しています。

【課 題】

大気汚染防止対策及び地球温暖化対策の一環として、自動車排気ガスの排出抑制及び公共交通機関の利用促進に向けた施策の展開が必要です。

主要道路の交通量の推移



※午前7時から午後7時までの昼間12時間における上下交通量

資料：神奈川県道路交通情勢（道路交通センサス）等結果

鉄道乗車客数と自動車保有台数の推移



資料：大井町統計要覧

(3) 水 質

ア 河川の水質

【現 状】

町内に流れる水路の多くは農業用水路として整備され、水田等にその用水は使用されています。しかし、都市化が進むにつれ生活排水路を兼ねる水路も増加し、雨水や生活排水等の都市排水の流入が年々増加してきています。

このような状況の中、平成11年度から町内の主要な河川等（金田堰、酒匂堰、鬼柳堰、和田堰、菊川、勝利川）の9地点において水質検査を実施しています。事業開始以降、良好な結果となっていますが、町内の水路や水田等において油の流出などの水質汚濁事故が、年間で数件発生しています。

【課 題】

今後も、町内の主要な河川等の水質の状況を継続的に把握していく必要があります。

また、水質汚濁事故防止対策を神奈川県と連携のもと進めるとともに、水質汚濁事故発生時における迅速な対応、原因者等への適正な指導が必要です。

イ 生活排水処理

【現 状】

本町では、市街地を中心に公共下水道整備が進み、下水道供用開始区域外においても合併処理浄化槽が徐々に増加し、河川等の水質改善が進んでいます。

一方、市街化調整区域内を中心に単独処理浄化槽や非水洗化の家屋も残っていることや、下水道供用開始区域内において下水道未接続の世帯や事業所があることから、水路の悪臭等による苦情が寄せられています。

【課 題】

公共下水道の整備と併せ公共下水道への接続率100%を目指すとともに、農業用水路が生活排水路を兼ねていることの認識を高め、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進を更に進める必要があります。

生活排水処理状況の推移

(人)

	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町全体の人口	17,329	18,033	18,090	17,997	17,972	17,689
公共下水道人口	13,013	14,395	14,621	14,686	14,689	14,639
合併処理浄化槽人口	309	740	734	772	792	851
単独処理浄化槽・非水洗化人口	4,007	2,898	2,735	2,539	2,491	2,199

資料：生活環境課

(4) 地下水・水道水の供給

【現 状】

本町の水道水はそのすべてを地下水により賄っておりが、その給水量は平成17年度を境に減少傾向にあります。

水質に関しては、西大井地内の生活用水用の浅井戸が神奈川県定点調査地点となっており、その結果は環境基準を達成し、町による水道水の水質検査においても常に良好な結果となっています。

【課 題】

酒匂川左岸における工場進出等に伴い、地下水の使用量増加が予想されることから、継続的な地下水位等の把握が必要です。

また、町営水道施設は老朽化が進んでおり安定供給のため計画的な施設・設備の更新等が必要です。

町営水道の給水状況の推移



資料：大井町統計要覧

(5) 土 壤

【現 状】

本町では土壌汚染の判明例はありませんが、丘陵部の不法投棄や河川の水質事故等も発生しており、土壌汚染につながるものが懸念されます。

また、環境に配慮した農業、安全な農産物を求める声が高まっています。

【課 題】

土壌汚染につながるものが懸念される不法投棄の発生防止対策の強化が必要です。

また、環境に負荷の少ない農作物の栽培方法等の導入促進が求められます。

(6) 騒 音

【現 状】

本町における騒音に関する苦情は、住宅や事業所の増加に伴い、各家庭で飼育されている犬の鳴き声や深夜営業の事業所におけるものが寄せられています。

【課 題】

ペットの飼い主については、愛情を持った適切な飼い方、事業所については、特に深夜における事業に対する配慮が求められています。

(7) 化学物質

【現 状】

本町では、重化学工業、石油製品製造業等の企業がなく、化学物質による土壌、地下水、大気汚染の判明例はありません。

【課 題】

今後も継続的に、化学物質を使用する事業所に対し、取扱いに関する指導を神奈川県と連携し推進する必要があります。

(8) 公害対応

【現 状】

大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動に係る公害は、年間で数件の事例が発生しています。平成22年度には、廃屋の解体に伴うアスベスト除去作業において、環境基準を上回るアスベストが大気中に放出されるという大気汚染事故が発生しています。

【課 題】

公害発生時における早期対応を図るため、今後も神奈川県と連携した体制を継続するとともに、事業所に対し立入調査を実施し、公害発生の防止に努める必要があります。

また、今後、老朽化した建築物の解体に伴うアスベスト除去作業が増加することが予想されるため、公害発生の予防対策をさらに強化することが求められます。

公害処理状況

(件)

	平成14年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大気汚染	4	0	0	0	0	1	2
水質汚濁	0	1	2	3	2	2	2
悪臭	3	1	1	1	3	3	2
騒音・振動	1	2	2	4	1	3	2

※ 野焼きに伴う苦情対応は含まれていません。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例指定事業所の状況（平成23年度）

指定事業者数	指定状況				立入調査	
	大気汚染関係	水質関係	騒音関係	悪臭関係	件数	実施率
46	17	8	24	6	6	13%

資料：大井町統計要覧

(9) ごみの状況

ア ごみの分別の種類

燃えるごみ	生ごみ(厨芥類)、プラスチック製品、繊維類、皮製品、その他可燃性のもの
資源ごみ	古紙(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、その他紙)、古布 ペットボトル、その他プラ(容器包装類、発泡スチロール)、びん、かん、剪定枝
その他不燃ごみ	小型家電、鍋、大型缶、陶器類、ガラス等
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計
粗大ごみ	家具、ベッド、布団、椅子、机、小型家電(1辺が50cm以上)等

イ ごみの排出量

i 全体ごみ量

【現 状】

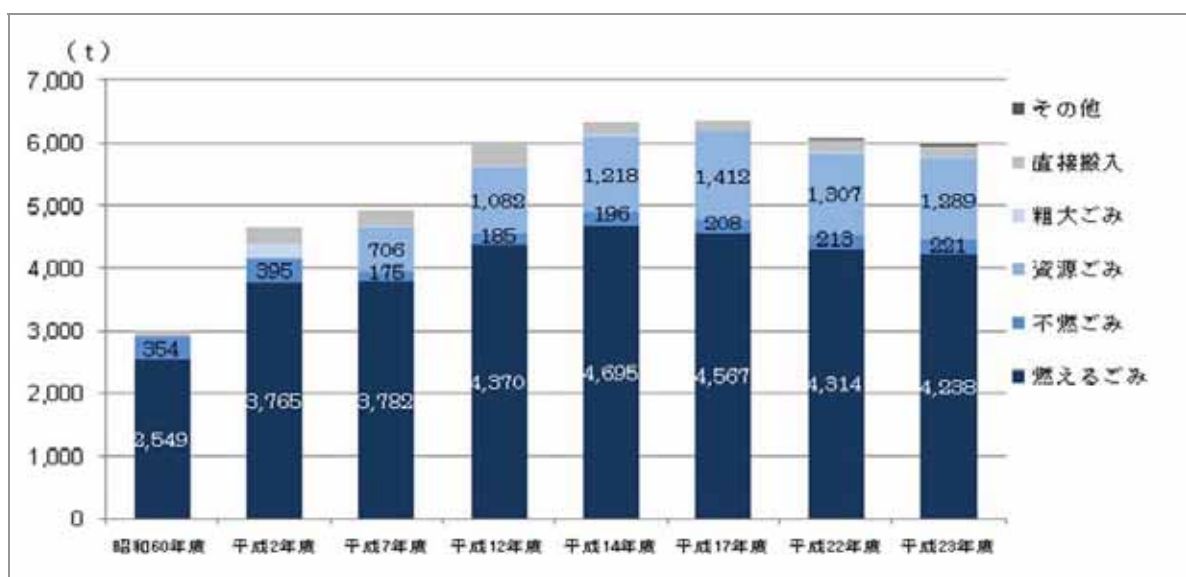
ごみの総排出量は、平成 17 年度まで増加してきましたが、平成 17 年度を境に資源ごみも含め減少傾向にあり、平成 23 年度は平成 17 年度と比較して 6.49%減少しています。

また、平成 2 年度以降、資源ごみ(かん・びん等)の分別収集を開始したことに伴い特に不燃ごみが大幅に減少しておりますが、平成 17 年度以降、資源ごみの排出量も減少傾向にあります。

【課 題】

ごみの排出抑制とともにごみの資源化に向けた意識啓発及び新たな取組の検討が必要です。

ごみ総排出量の推移



資料：大井町統計要覧

第2章 環境の現状と課題

ii 家庭系ごみの排出量

【現 状】

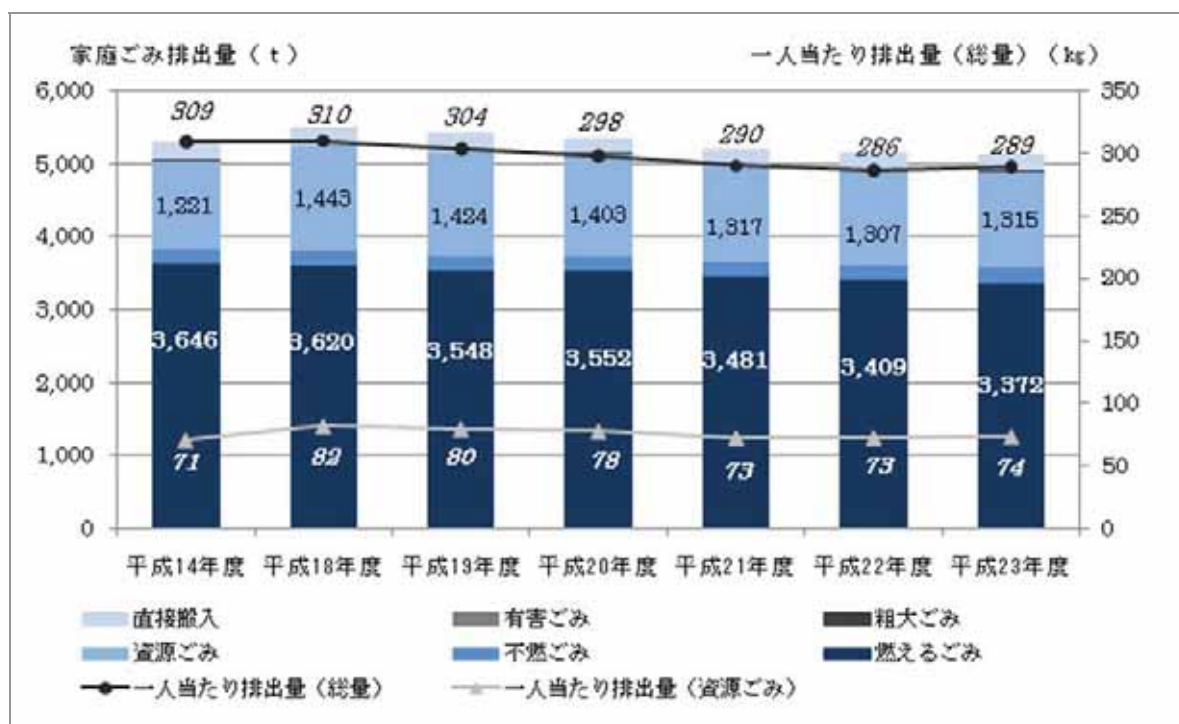
家庭系ごみの排出量は年々減少傾向にあります。平成23年度は一人当たりの年間排出量は平成18年度と比較して6.8%減少しており、ごみの減量化が徐々に浸透してきたことが伺えます。

一方、資源ごみの排出量も年々減少傾向にあります。平成18年度と比較すると総排出量に対する割合が9.8%減少しており、ごみの再資源化は低迷していることが伺えます。

【課 題】

ごみの排出抑制とともに再資源化に向けた取組の強化が必要です。

家庭系ごみの総排出量及び一人当たりの年間排出量の推移



資料：生活環境課

iii 家庭系ごみの燃えるごみ組成分析

【現 状】

燃えるごみとして家庭から排出されるごみの組成状況をみると、生ごみ（厨芥類）が46.95%と大半を占め、燃えるごみに混入されている再資源化が可能なごみの割合は25.20%になります。再資源化が可能なごみを分類別にみると紙類（特に雑紙類）、その他プラ、剪定枝の割合が高い状況にあります。

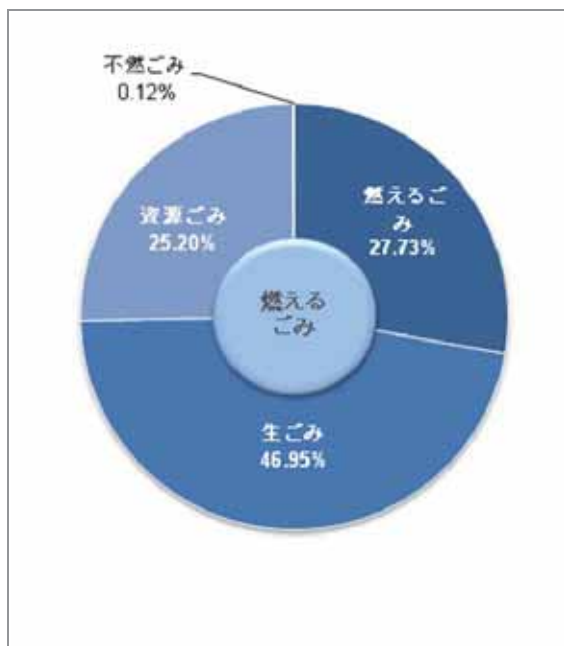
【課 題】

3Rの推進について、さらに住民意識の高揚を図る取組が求められています。

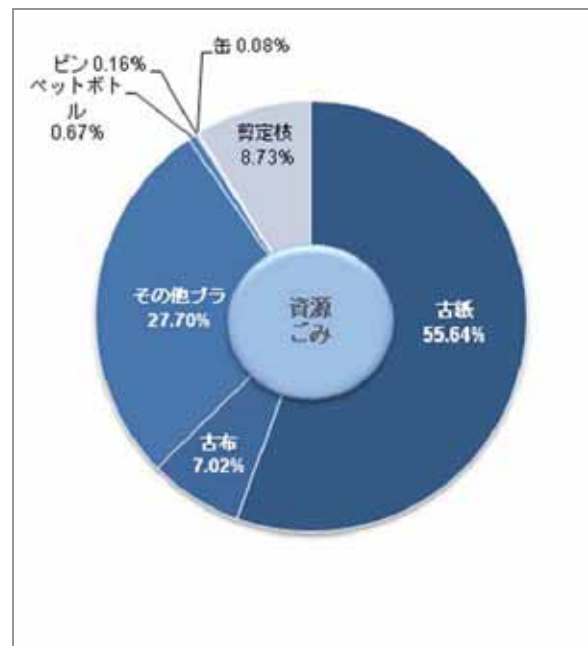
また、ごみの排出抑制に向けた取組の強化と併せ、燃えるごみの大半を占める生ごみ（厨芥類）の減量化や再資源化に向けた取組の検討が必要です。

燃えるごみ組成分析結果（重量ベース）

燃えるごみとして出されたごみの種類と割合



左の表の資源ごみの種類と割合



資料：生活環境課

ウ ごみ処理

【現 状】

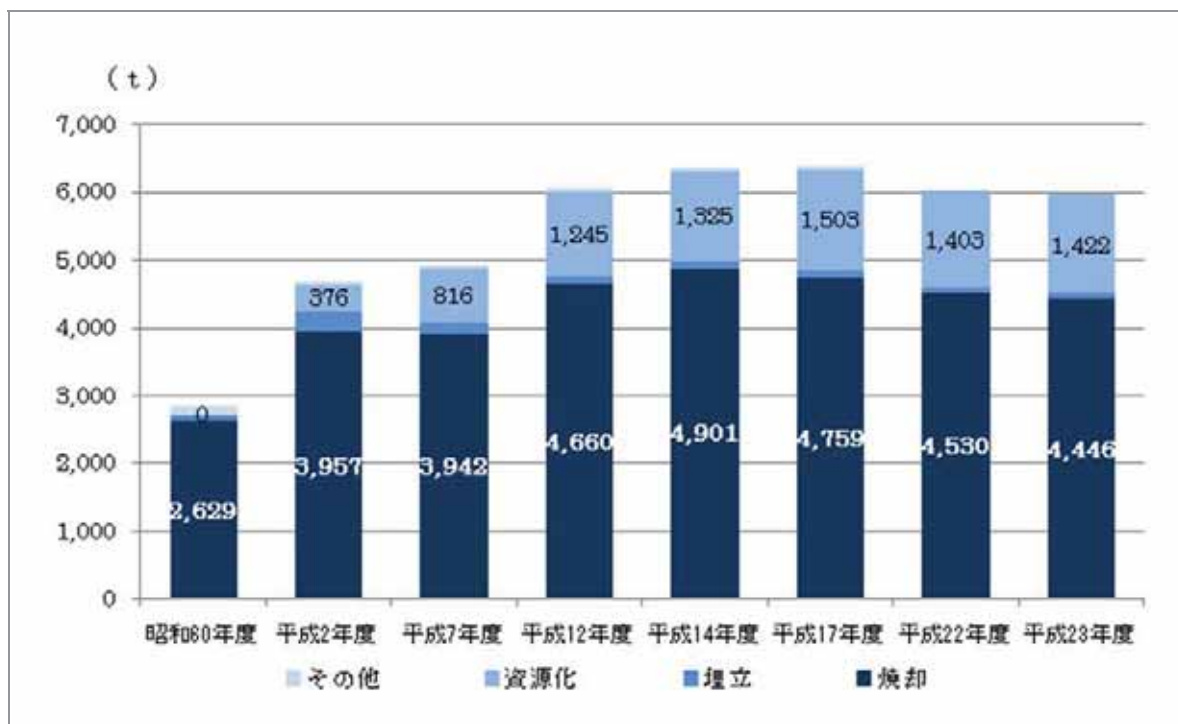
現在、本町のごみ処理は足柄東部清掃組合大井美化センターでの焼却処理、同組合中井美化センター等による資源化処理、岩倉一般廃棄物最終処分場での埋立処理により行っています。平成17年度まで増加傾向にあった焼却量は平成17年度以降で減少傾向にあります。

また、焼却灰等の埋立処分については、最終処分場の延命措置として平成13年度より一部委託により埋立・熔融処理を行っています。

【課 題】

焼却施設の老朽化の進行及び岩倉一般廃棄物最終処分場の残余容量の減少に伴い、可燃ごみ排出抑制を図るとともにごみの再資源化に向けた取組の強化が必要です。

ごみ処理状況の推移



資料：大井町統計要覧

エ 減量化・再資源化の取組

【現 状】

本町が実施しているごみの減量化や再資源化に関する事業は下記のとおりです。

本町では、ごみ量が減少傾向にあります。同時に資源集団回収等の資源化に向けた取組も縮小傾向にあります。

【課 題】

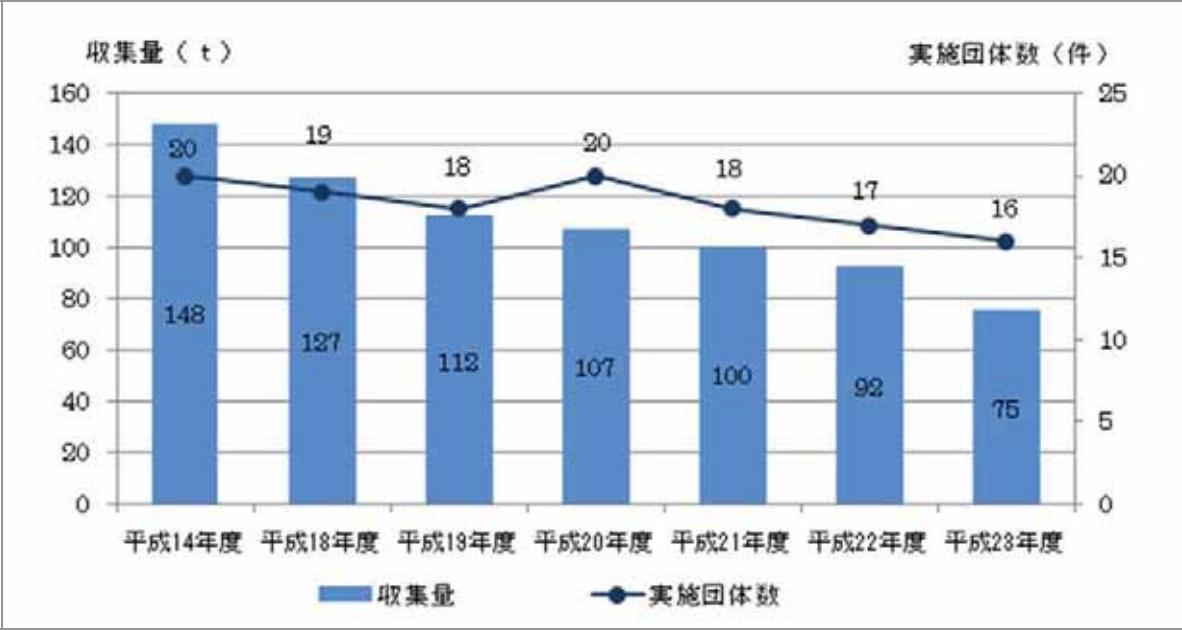
循環型社会の構築に向け、3Rに対する住民意識の高揚を図るとともに新たなごみの減量化及び再資源化に向けた取組が必要です。

排出抑制・再資源化の実施状況

段階	回収形態	排出抑制・再資源化の施策
排出前	物質回収	① 段ボールコンポスト普及事業
		② 集団資源回収活動に対する助成
		③ リサイクル伝言板の設置
		④ フリーマーケット(もったいない市)の開催
		⑤ 書道反古紙再生プロジェクト事業
収集及び中間処理	物質回収	⑥ 資源ごみ収集
		⑦ 剪定枝破碎処理委託事業
	エネルギー回収	⑧ 余熱利用(東部清掃組合焼却施設)

資料：生活環境課

資源集団回収状況の推移



資料：生活環境課

オ 不法投棄の状況

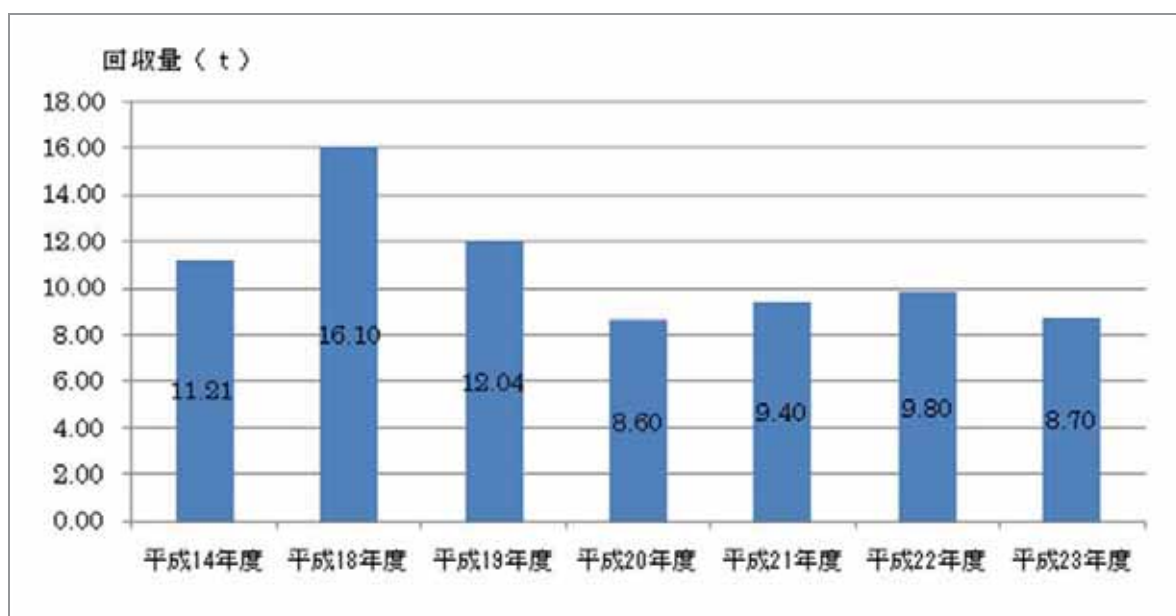
【現 状】

神奈川県との連携による不法投棄パトロールや不法投棄物の緊急撤去、不法投棄撲滅キャンペーンの開催により、本町における不法投棄物の撤去量は、平成20年度まで減少傾向にありましたが、平成20年度以降も年間9t前後でそれ以上の減少はみられず、特に丘陵部における不法投棄が後を絶たない状況となっています。

【課 題】

今後は、県及び警察と連携し不法投棄を許さない町として、特に丘陵部の不法投棄防止対策の強化が必要です。

不法投棄物撤去量の推移



資料：生活環境課



(10) ごみ処理施設

【現 状】

本町のごみ処理施設は、中井町・松田町との広域事業による足柄東部清掃組合大井美化センターの焼却施設、同組合中井美化センターの資源化処理施設、同組合岩倉一般廃棄物最終処分場となっています。

各施設の稼働状況及び概要は下表のとおりです。

【課 題】

大井美化センターの焼却施設は老朽化が進行し、岩倉一般廃棄物最終処分場の残余容量も減少していることから、新しい施設整備に向けた検討が必要です。

検討にあたっては、神奈川県ごみ処理広域化計画に基づく広域による取組が求められます。

中間処理施設の稼働状況及び施設概要

施 設 名		大井美化センター	中井美化センター
所 在 地		大井町柳地内	中井町岩倉地内
規 模 (処理方式)		50t／日 (准連続式)	20t／日 (破碎・選別)
稼働開始年度		昭和59年4月	昭和59年4月
稼働年数	平成23年度時点	28年	28年
	平成33年度時点	38年	38年

最終処分場の稼働状況及び施設概要

施 設 名		岩倉一般廃棄物最終処分場
所 在 地		中井町岩倉地内
敷地面積		11,523 m ²
埋立面積		8,920 m ²
埋立容量		47,700 m ³
埋立開始時期		昭和61年6月
注)	平成22年度末埋立量	40,514 m ³ (84.9%)
	埋立残余容量	7,189 m ³

資料：生活環境課

(11) 自然環境の状況

ア 自然環境等の状況

【現 状】

神奈川県における平成14年度の緑被率調査では、本町の「みどり」は60%～70%に分類され高いレベルにあり、丘陵地や平地など多様な骨格を基盤とした豊かな自然環境に恵まれ、多様性に富んだ生態系が広がっています。

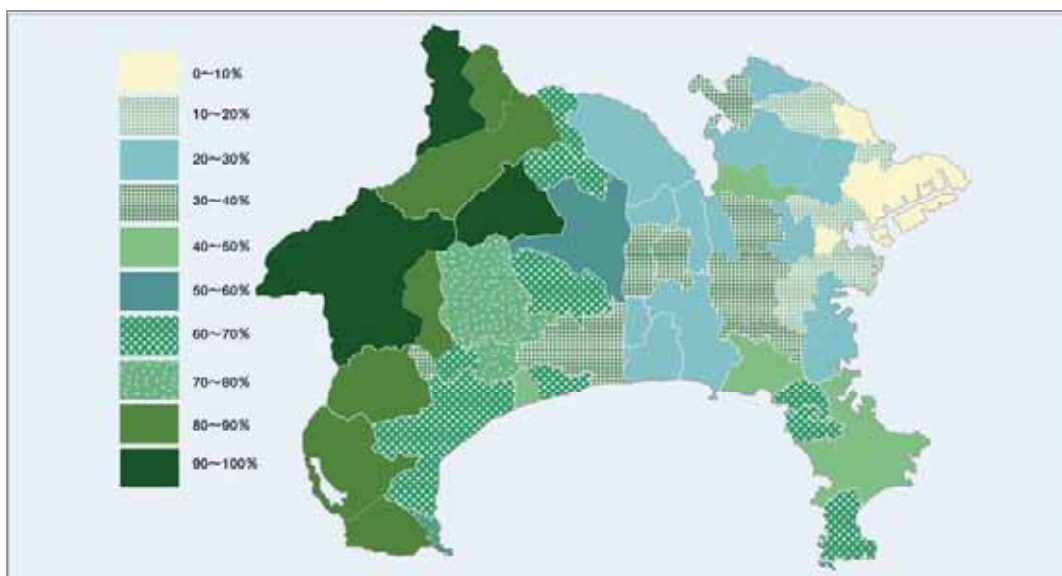
町内を流れる酒匂川は貴重な水辺空間を創出し、魚類、水生生物、鳥類、その他の生物にとって良好な生息地となっており、下山田地区の了義寺、篠窪地区の一部の山林、篠窪地区内三嶋社の3地区の自然環境保全地域をはじめ、保安林、丘陵部西側の斜面、おおいゆめの里、その他民有林など多くの樹林地があり、野鳥等の生息地になっています。さらに平坦部に点在する寺社林の中にもまとまった樹林地を形成しているものがあります。

【課 題】

平坦部の水田や水路、丘陵部の畑や樹林地はおだやかな農村風景を創出し、管理が行き届いた優れた農地が広がっています。これらの農地には生態系を保全する機能、日々の暮らしの中で安らぎや憩いの場を提供する親水機能があることから、後継者不足による農地の荒廃、農薬等による土壌、河川、地下水の汚染などが懸念されるため適切な営農や環境に配慮した管理が求められます。

また、樹林地の中には荒廃が進む森林もあるため、森林のもつ公益的機能の増進を図るため適切な環境整備が求められます。

神奈川県の緑被率の状況（H14 調査）



資料：神奈川みどり計画

イ 動植物の分布状況

【現 状】

本町の植生は、酒匂川の河川植生を除いて、自然植生はほとんど現存していませんが、篠窪地域の中村川に沿った斜面地、篠窪三嶋社や山田了義寺、おおいゆめの里周辺には良好な自然環境が残っています。また、酒匂川の河原には、オギやツルヨシなどの草原、堤防には外来牧草の群落が生育しています。

本町に見られる植物は、神奈川県内の平地や丘陵地で一般に見られる植物がほとんどであるが、エビネ等の希少種も確認されています。また、動物については、里山の雑木林を中心に多く確認されています。

【課 題】

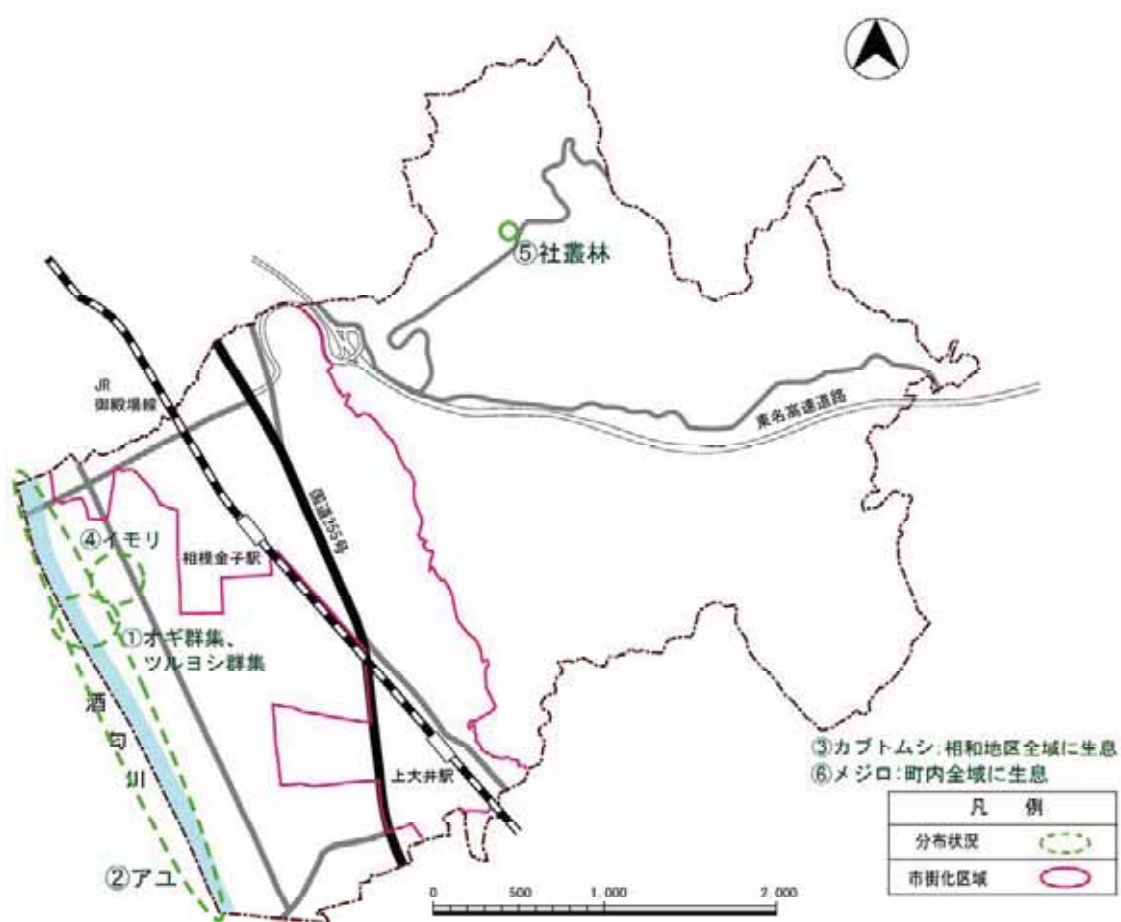
近年、イノシシ、シカ等の増殖に伴う農作物への被害が増加していることから、本来、本町が持つ生態系を保全するとともに、有害鳥獣対策のより一層の取組が求められています。

また、近年、近隣市町においてアライグマなどの外来種の繁殖や被害報告もあり、本町においても調査等を継続する必要があります。



動植物の分布状況

図対象 番号	区分	種別	場所	備考
①	植物群落	オギ群集、ツルヨシ群集	酒匂川	大井町史
②	魚類	アユ	酒匂川	同上
③	昆虫類	カブトムシ	相和地区	同上
④	両生類	イモリ	金手地区	同上
⑤	特定植物群類	三嶋社の社叢林	三嶋社	同上
⑥	鳥類	メジロ	町内全域	同上



資料：大井町緑の基本計画

(12) エネルギーの利用状況

ア 電気・都市ガスの利用状況

【現 状】

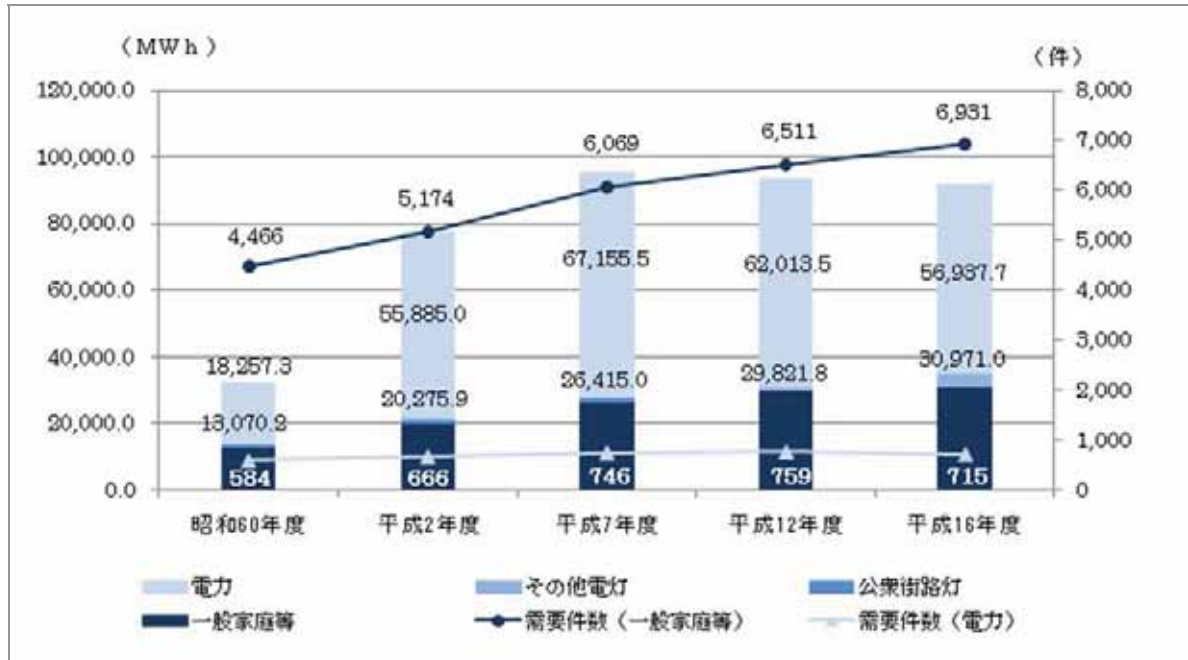
本町における平成 16 年度の電灯・電力の需要量は、平成 7 年度対比、全体で 3.4% 減少しています。電灯・電力別にみると、一般家庭等は、需要件数の伸び率 14.2 に対し需要量は 17.2%増加しました。事業所等の電力は、需要件数の伸び率－4.2%に対し需要量は 15.2%減少しました。

一方、平成 22 年度の都市ガスの消費量は、平成 7 年度対比、全体で 32.7%減少しています。家庭用、商工業用別にみると、家庭用は、需要戸数の伸び率－4.5 に対し消費量は 1.3%増加しています。商工業用は、需要戸数の伸び率－44.7%に対し消費量も 42.5% 減少しています。

【課 題】

地球温暖化防止の観点やエネルギー確保の観点から、特に家庭における省エネ型のライフスタイルの普及啓発が求められるとともに、再生可能エネルギーの普及促進を積極的に進めることが求められています。

電灯・電力需要状況の推移



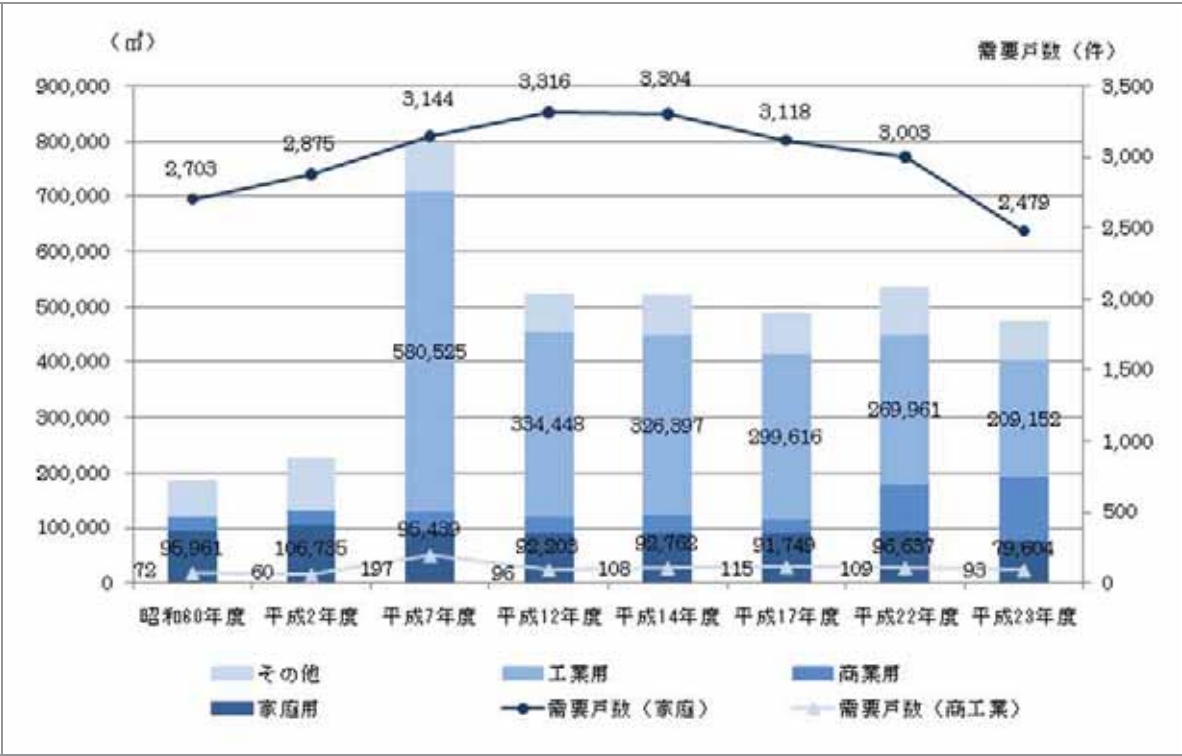
※電灯：一般家庭、街路灯等

※電力：官公庁、病院、学校、事務所等の業務用及び製造業の動力など

※平成 17 年度以降の電灯・電力需要状況については公表されていません。

資料：大井町統計要覧

都市ガス使用状況の推移



※消費量の単位：45MJ（13A）

※平成13年度以降の消費量は、熱量変換（6C ガス⇒13A ガス）により、単位が 5,000Kcal から 11,000Kcal に変換されているため、平成13年度以前についても同様に熱量変換を行っております。

資料：大井町統計要覧



イ 再生可能エネルギーの普及状況

【現 状】

地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電設備設置費補助事業を平成21年度に開始しました。制度開始から平成23年度末までの実績は、申請件数90件、発電出力347.36kWとなっています。

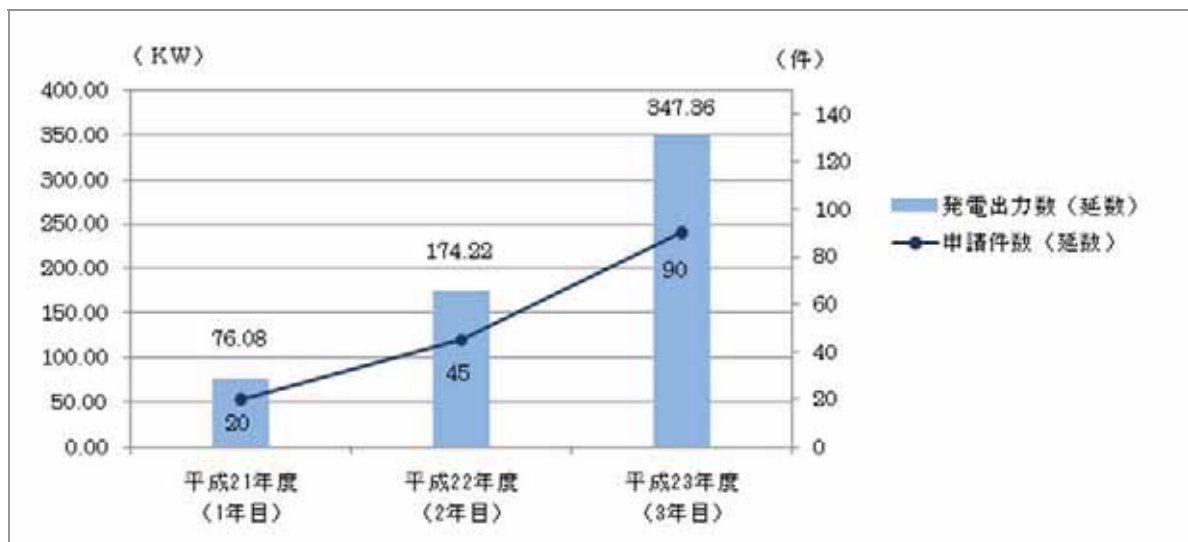
町が管理する施設では2施設において太陽光発電設備を設置しており、発電出力は12.7kWとなっています。

また、平成26年3月には下山田地区の町有地において、町と事業者との連携によるメガソーラー発電事業が開始される予定となっています。

【課 題】

地球温暖化対策及びエネルギー自給率の向上を図るため、今後も各家庭や事業所、公共施設における再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、家庭における省エネ型ライフスタイルの構築に向けた取組が求められています。

住宅用太陽光発電設備補助金申請状況



資料：生活環境課

公共施設における太陽光発電設備導入状況

学校給食センター	10.0 KW	平成20年度導入
農業体験施設「四季の里」	2.7 KW	平成24年度導入

資料：生活環境課

(13) 景観の状況

【現 状】

本町は、酒匂川や酒匂川の松並木、丘陵部の景観や丘陵部から望む富士山等の優れた景観を有しており、これらは多くの町民が将来にわたって残したいと感じています。

しかしながら、都市化の進展に伴い緑が年々減少する一方、不法投棄が丘陵部で年間を通じて発生しており、農地を中心にさらに空き缶やたばこの吸い殻、弁当容器のポイ捨てなどの散乱ごみが多くみられ、優れた景観が損なわれています。

また、犬の散歩時に糞を持ち帰らず放置するなどの苦情が増加しており、景観とともに衛生上の問題もあり、一部の心ない飼主のモラルが問われています。

【課 題】

このような現状から、本町の優れた景観を将来にわたって残していくため、町民や事業者等の景観への意識を醸成することが必要であり、そのためにも町・町民・事業者の協働により景観保全対策を進めることが求められています。

(14) 歴史的環境の状況

【現 状】

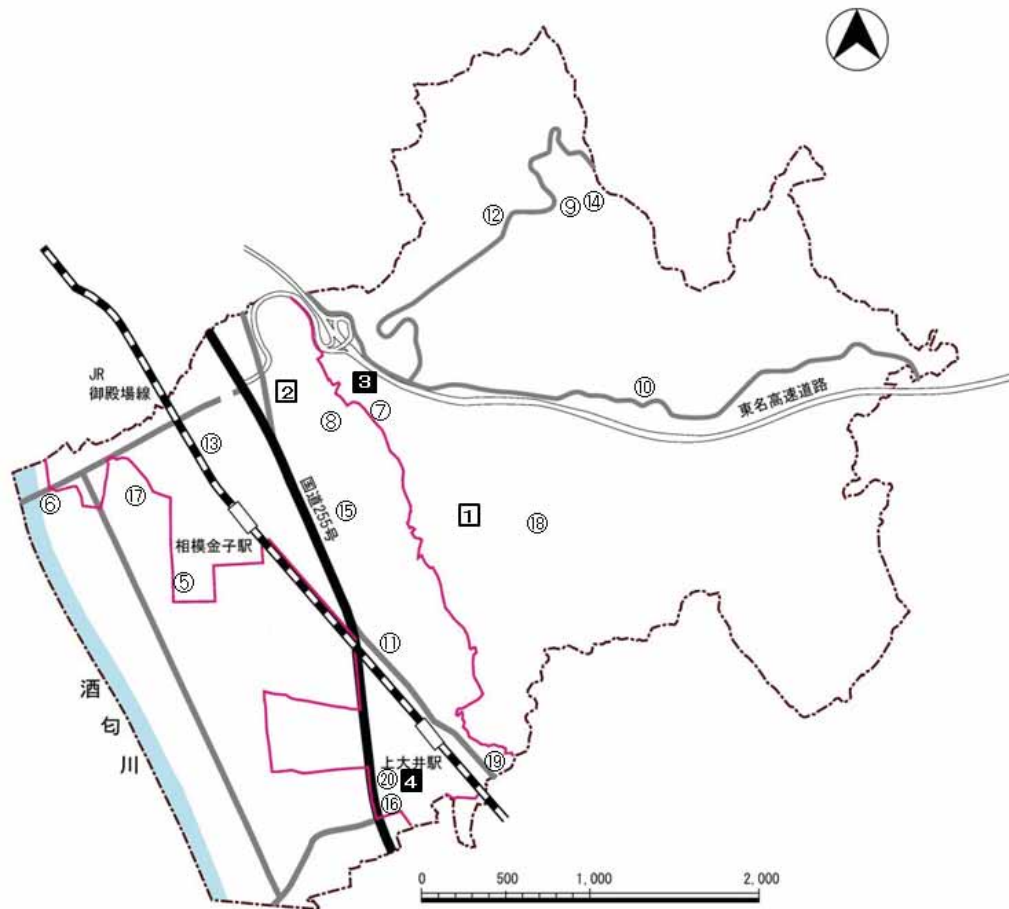
本町には現在、国指定2件、県指定2件、町指定16件の重要文化財があり、また、仏像などの中にもたいへん貴重なものがあります。これらは、先人たちによって信仰や生活のためにつくられたものの中から歴史的、文化的、芸術的に価値の高いものですが、重要文化財の中には、風化が進んでいるものや継承が途絶えた無形文化財等もあります。

現在、文化財の保護や活用方法について文化保護委員による調査研究を進めるとともに、町の文化財や歴史について生涯学習センター資料展示室にて紹介しています。

【課 題】

文化財の保護や活用方法について、継続的な調査研究が求められるとともに無形文化財を継承するための取組が求められます。

指定文化財位置図



図面番号	指定	区分	名称	指定年月日
1	国	考古資料	土偶	昭和36年2月17日
2	国	書籍・典籍	往生要集(上・中・下)	平成元年6月12日
3	県	美術工芸	太刀吉房	昭和31年2月19日
4	県	彫刻	薬師如来(座像)	昭和62年11月20日
5	町	史跡	綱島家屋敷跡	昭和46年6月8日
6	町	史跡	酒匂堰取水口跡	昭和46年6月8日
7	町	史跡	敷石住居跡(芭蕉遺跡)	昭和46年7月24日
8	町	史跡	環状列石(ストーンサークル)	昭和48年8月28日
9	町	史跡	二階堂家屋敷跡	昭和47年10月3日
10	町	天然記念物	公孫樹(夫婦銀杏)	昭和47年10月3日
11	町	天然記念物	公孫樹(東福院の銀杏)	昭和47年10月3日
12	町	天然記念物	椎の木森(三嶋社)	昭和47年10月3日
13	町	天然記念物	ムクロジ	昭和58年6月2日
14	町	無形民俗文化財	篠窪麦打唄	昭和50年2月8日
15	町	無形民俗文化財	田植唄	昭和51年11月11日
16	町	無形民俗文化財	上大井祭囃子	昭和52年5月4日
17	町	無形民俗文化財	金手祭ばやし	平成3年7月18日
18	町	美術(絵画)	杉の板戸絵(12枚)	昭和46年6月8日
19	町	建造物	宝篋印塔(1基)及び五輪塔(2基)	昭和47年3月29日
20	町	有形民俗文化財	算額	平成24年11月30日

第3章 政策推進の基本方針



1. 計画の基本方針

本計画の策定にあたっては、アンケート調査等による町民、事業者などの環境の現状、環境施策に対する意見、要望及び具体的な活動の成果を反映させ、計画策定方針は以下のように設定します。

(1) 望ましい環境像・環境目標の設定

「大井町環境基本条例」に定める「基本理念」、及び現在の環境問題や国及び神奈川県環境対策の背景を踏まえるとともに、本町の環境の特性と課題等を踏まえて設定します。

(2) 環境施策の策定

望ましい環境像・環境目標を実現するためには、これを具体化できる施策や取組を明確にしていく必要があります。本計画における施策は、前記条例の「施策の基本方針」及び本町の環境特性と課題等を踏まえて策定します。

(3) 町・町民・事業者の取組と役割

望ましい環境像・環境目標を実現するため、町・町民・事業者の取組や役割を明確にします。

(4) 計画の実効性の確保

本計画の実効性を確保するため、推進体制の整備及び環境指標の活用による進行管理を行います。



2. 計画の枠組み

本計画では、計画の実現に向けて「生活環境」「自然環境」「循環型社会」「低炭素社会」を環境施策の枠組みとして分類します。また、「環境教育」を望ましい環境施策の取組の方針として位置付けます。



3. 望ましい環境像

「大井町環境基本条例」の基本理念及び本町の環境特性と課題を踏まえ、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことができる「おい」を築いていくため、本町がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

ひとと自然が未来を築く美しい町～おい

“望ましい環境像”の視点

- ❖ おおいきらめきプラン ―大井町第5次総合計画― の「まちづくりの目標」である「ひとづくり・まちづくり・未来づくり」を踏襲し、郷土の財産である素晴らしい自然環境を次世代へ引き継いでいくための「ひとづくり」を第一とする。
- ❖ 環境基本条例の基本理念に「健全で恵み豊かな環境の維持と次世代への継承」、「人と自然・生き物との共生」、「責任の自覚」が位置付けられており、町民一人ひとりが大切なふるさと大井町に住んでいることを誇りとしつつ、将来に夢が持てるまちを守り育てていくという意味と行動を表現する。



4. 環境目標と個別目標

望ましい環境像「ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい」を実現するために、5つの環境目標と環境項目ごとに個別目標を定め、これを積極的に推進します。

環境目標

個別目標

I

（生活環境）

健やかな心と身体を育む、安心して暮らせるまちをめざそう

- 良好な生活環境の保全（都市環境・住環境・美化）
- 環境汚染の防止（大気・水質・土壌・有害物質等）

II

（自然環境）

豊かな自然と共に生き、次の世代に引き継ごう

- 自然環境の保全と再生（水辺・森林・農業）
- 生態系の保全と再生（動植物）

III

（循環型社会）

資源の循環を図り、環境負荷が少ないまちをめざそう

- ごみの減量化と再資源化の推進（廃棄物・資源）

IV

（低炭素社会）

地球環境の保全をめざし、積極的な取組をすすめよう

- 地球温暖化対策の推進（地球環境）

V

（環境教育）

環境パートナーシップの形成をめざそう

- 環境教育の推進（学校教育・情報提供）
- 協働による環境保全の推進（協働）

第4章 環境政策の展開



1. 環境施策の体系

望ましい環境像を実現するためには、町・町民・事業者が一体となって施策を展開する必要があります。

本計画の施策の体系を、環境目標、個別目標及び環境施策により構成し、町・町民・事業者が取り組む望ましい環境像の実現のための行動を掲げます。

環境目標	個別目標	環境施策
Ⅰ（生活環境） 健やかな心と身体を育む、安心して暮らせるまちをめざそう		
	Ⅰ－１ 良好な生活環境の保全(都市環境・住環境・美化)	
	①	景観の保全と良好な都市景観形成の推進
	②	快適な道路の整備
	③	公園整備・緑化事業の推進
	④	上水道の安全で安定した供給
	⑤	歴史的文化遺産の保全
	Ⅰ－２ 環境汚染の防止(大気・水質・土壌・有害物質等)	
	①	自動車排ガス対策の推進
	②	大気汚染対策の推進
	③	排水対策の強化
	④	騒音・振動対策の推進
	⑤	有害物質対策の推進
	Ⅱ（自然環境） 豊かな自然と共に生き、次の世代に引き継ごう	
	Ⅱ－１ 自然環境の保全と再生(水辺・森林・農業)	
	①	身近な水辺環境の保全
	②	緑やせせらぎと調和した都市基盤の整備
	③	森林・里山の保全と再生
	④	環境保全型農業の推進
	⑤	グリーンツーリズムの推進
	⑥	農産物の地産地消の促進
	⑦	人と自然の豊かなふれあいの確保
	Ⅱ－２ 生態系の保全と再生(動植物)	
	①	野生動植物の生息・生育環境の保全と再生、適正化
	②	おい自然園事業の展開

環境目標	環境施策
個別目標	
Ⅲ（循環型社会）資源の循環を図り、環境負荷が少ないまちをめざそう	
	Ⅲ－１ ごみの減量化と再資源化の推進（廃棄物・資源）
	① ごみの減量化と適切な処理の推進
	② 再資源化の促進
	③ 不法投棄対策の推進
Ⅳ（低炭素社会）地球環境の保全をめざし、積極的な取組をすすめよう	
	Ⅳ－１ 地球温暖化対策の推進（地球環境）
	① 省エネ、省資源に配慮したライフスタイルの促進
	② 再生可能エネルギーの有効利用の促進
	③ 交通における地球温暖化対策
Ⅴ（環境教育）環境パートナーシップの形成をめざそう	
	Ⅴ－１ 環境教育の推進（学校教育・情報提供）
	① 環境学習の促進と基盤づくり
	② 環境情報の的確な提供
	Ⅴ－２ 協働による環境保全の推進（協働）
	① 協働による環境保全・再生活動の促進



2. 重点施策

(1) 基本的な考え方

本計画に定める各施策につきましては、望ましい環境像を実現するため、町・町民・事業者が連携し積極的に展開してまいります。施策は多岐にわたるため、本町の現況や特徴等を考慮し、各施策の中から「重点施策」を定め、優先的に取り組みます。

(2) 施策の優先順位

重点施策については下記の基準により選定します。

I 緊急性、重要性のある環境課題への取組

町民の健康の保護、安全の確保につながる環境汚染の防止、限りある資源の有効利用と多方面の環境に関わる廃棄物対策を最も優先度の高い施策とします。

II 大井町総合計画における重点分野への取組

おおいきらめきプラン～大井町第5次総合計画～において重点分野に位置づけられている「自然と共生し発展する社会の構築」の推進を図るため、当該分野に係る取組について優先度を高くします。

- i 地球温暖化対策の推進
- ii 自然環境の保全

III 町民の要望が高く、協働で進める必要がある取組

環境づくりは、町民や事業者の参加が必要であることから、環境パートナーシップにより実現する必要がある取組について優先度を高くします。

(3) 重点施策

重点施策 1 公害対策推進プロジェクト (生活環境)

町民が安全で安心して暮らせるよう、健康の保護や安全の確保のために、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の環境汚染の発生防止を図るとともに発生時における早期対応の徹底を図ります。

また、事業者に対しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」や関係法令等に基づき、県と連携し環境汚染の発生防止に努めるとともに積極的な指導等を行います。

【関連施策】

施策	内容	担当課
事業者立入調査	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により指定された事業所（46 件）等へ県と連携し立入調査を実施し、環境汚染（大気、水質、騒音、振動、悪臭等）の発生防止に努めます。	生活環境課
町内主要河川水質調査	公共用水域の水質を監視するため、町内の主要河川（9 箇所）の水質検査を実施します。	生活環境課
自動車排気ガスの抑制	自動車の排気ガスの抑制に向けたノーカーデーの実施やエコカーの普及促進及びエコドライブの推進を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。	生活環境課 総務安全課 企画財政課
剪定枝破砕処理委託事業	ごみの野焼きによる大気汚染や苦情の発生の防止、ごみの減量化と再資源化を図るため、剪定枝の収集と破砕処理を実施します。	生活環境課

【環境指標と目標値】

環境指標	平成14年度	現状	目標
公害苦情件数	8 件/年	6 件/年	0 件/年
立入調査実施率	13% (6 件/46 件)	13% (6 件/46 件)	50%
水質環境基準達成率	100%	100%	100%
エコドライブ講習会	無し	実施(平成 23 年度)	実施

重点施策2

生活排水対策推進プロジェクト

(生活環境)

現在、本町では生活排水による河川・水路等の水質汚染防止のため、下水道の整備、合併処理浄化槽維持管理費の補助など、積極的に生活排水対策に取り組んでいます。

下水道については、昭和50年に整備を開始し市街化区域は概ね終了、現在は市街化調整区域の家屋が密集した地域を中心に整備を行っています。今後も市街化調整区域内の効率的な整備と市街化区域の100%整備を推進します。

また、下水道供用開始区域内における平成23年度末現在の下水道接続率は95.9%に達していますが、未接続の世帯や事業所に対しては戸別訪問等をさらに積極的に行い、接続率の向上を図ります。

下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや適正な維持管理の促進を図ります。

【関連施策】

施策	内容	担当課
下水道整備事業	衛生的な生活環境、河川などの水質保全を図るため、下水道の整備を推進するとともに下水道接続率の向上を図ります。	生活環境課
合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽の普及及び適切な管理を促進するため合併処理浄化槽維持管理費補助事業を実施します。	生活環境課

【環境指標と目標値】

環境指標	平成14年度	現状	目標
下水道整備率 ■ 市街化区域	95.7%	99.5%	100%
■ 市街化調整区域	16.6%	36.5%	73.3%
下水道接続率 ■ 市街化区域	94.3%	97.8%	100%
合併処理浄化槽維持管理費補助事業申請率	36.5%	64.0%	100%

重点施策3 森林・里山再生プロジェクト

(自然環境)

森林は地下水の涵養、二酸化炭素の吸収等といった重要な環境保全機能を有しています。本町の森林等は管理が不十分なことから、このような森林が持つ公益的機能が近年損なわれつつあります。

本プロジェクトでは、本町の森林が県内の水源林として重要なエリアに位置付けられているため、神奈川県が進めている、かながわ森林再生50年構想との整合を踏まえ、水源林となる区域の森林保全・再生整備を推進し、公益的機能の回復・再生に努めます。

また、「おおいゆめの里」を中心とし、ボランティア団体等との協働により復元と保全を図ります。

さらに、近年、丘陵部の里山や農地を中心に、イノシシやシカ等の増殖に伴う農作物被害が深刻化しており、農業者の経営を脅かすとともに、生態系にも影響を与えつつあることから、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策を充実します。

【関連施策】

施策	内容	担当課
地域水源林整備事業	水源涵養、土砂の流失・崩壊防止、里山景観の形成、多様な動植物の生息の場として、森林の持つ公益的機能の再生を図るため、森林整備を進めます。	生活環境課
「おおいゆめの里」整備事業	自然環境を管理・保全し、荒廃しつつある山林を里山に復元しながら集客を見込める花木を適度に植栽し、都市住民と地域住民との交流施設として整備を行います。	地域振興課
里山保全活動支援事業	ボランティア団体「ゆめの里育て隊」との協働により積極的に里山管理を推進します。	地域振興課
有害鳥獣被害防止事業	有害鳥獣による農作物被害を防止するため、地域とともに被害防止活動を行うとともに防護柵設置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進します。また、生態系との調和を図りつつ有害鳥獣の駆除を実施します。	地域振興課 生活環境課

【環境指標と目標値】

環境指標	平成14年度	現状	目標
地域水源林整備率	0%	9.9% (7.38ha/74.89ha)	79%



重点施策4 おおい自然園プロジェクト

(自然環境)

大井町にはたくさんの自然があり、町民の心を豊かに育ませてきました。その自然の素晴らしさを分かりやすく伝えていくため、町全体を自然博物館と捉えた「おおい自然園」事業を展開しています。

おおい自然園事業は自然観察会の開催や生きもの調査、自然情報の広報等をとおし、自然と人とのかかわりを学び、地域の生態系について「親しむ」「知る」「守る」事業です。そして、町民自らが身近な自然を意識することで、生物多様性の保全が促され、町民が自然を大切にする心を養います。

【関連施策】

施策	内容	担当課
おおい自然園事業	動植物の生態系を保全するため、町全体を「おおい自然園」ととらえ、自然観察会の開催や生きもの調査、自然情報の広報を行うとともに「おおい自然園展示会」等を開催します。	生涯学習課 地域振興課 生活環境課 町民課
おおい自然園サポーター養成事業	自然観察会等の指導者を養成し、指導者間の交流を通して、自然環境の保全を促します。	生涯学習課
大井町史（別編 自然）紹介	大井町史（別編 自然）の内容を周知するとともに大井町史の販売を行います。	生涯学習課



重点施策5 ごみの減量・資源化プロジェクト (循環型社会)

近年、ごみ処理の問題は、全国的に将来に向けた大きな懸念材料となっており、ごみの減量化については自治体の大きな課題となっています。

現在、本町では、分別収集、資源回収の推進、段ボールコンポスト普及啓発、書道反古紙再生プロジェクト事業など、ごみの減量化と再資源化に努めていますが、さらに推進を図るため、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）を推進するため、町民や事業者に対する意識の高揚、ごみの減量化の促進や各種リサイクル制度の周知、ごみの分別の徹底、新たな分別の検討などを積極的に行います。

また、本町内の各所では現在もごみの不法投棄が多くみられることから、不法投棄を許さない町として、県・警察・足柄上地域不法投棄監視員さらには町民や事業者等と連携し、不法投棄の徹底的な撲滅を図っていきます。

【関連施策】

施策	内容	担当課
廃棄物分別収集事業	ごみの減量化と資源化の向上を図るため、分別収集の徹底を図るとともに各種リサイクル制度の周知、啓発に努めます。また、燃えるごみの組成分析調査を実施し、分別収集のあり方の検討を進めます。	生活環境課
資源回収奨励金交付事業	ごみの減量化と資源の有効利用に対する意識を高めるため、地域住民で組織する各種団体が実施する資源回収活動に対し支援を行います。	生活環境課
剪定枝チップ利用促進	剪定枝破砕処理委託事業を通じて生成された剪定枝チップの使用促進を図り、ごみの減量化と家庭菜園等での幅広い活用を促進します。	生活環境課
段ボールコンポスト普及啓発事業	燃えるごみに多く含まれる生ごみの減量化と再資源化を図るため、安価で堆肥化が可能な段ボールコンポストの普及促進を図ります。	生活環境課
書道反古紙再生プロジェクト事業	町内小学校の毛筆授業で発生する使用済みの半紙を事業者と契約し再生・再利用し、ごみの減量と再資源化、環境教育を推進します。	生活環境課 教育総務課

第4章 環境政策の展開

ごみ処理広域化事業	ごみの減量や資源化、ダイオキシン類の排出抑制を図るため、神奈川県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、足柄上地区1市5町によりごみ処理の広域化を推進します。	生活環境課
環境パトロール	町内全域を対象とし、環境パトロールを実施し、不法投棄の防止を図るとともに、不法投棄物や散乱ごみを撤去し、二次投棄等の防止を図ります。また、県、警察と連携し、不法投棄の撲滅に向けた取組を進めます。	生活環境課

【環境指標と目標値】

環境指標	平成14年度	現状	目標
ごみ削減率	847g/1人・日	792g/1人・日	10% (713g/1人・日)
ごみ資源化率	22.78%	25.74%	32%
不法投棄廃棄物	11.21t	8.7t(平成23年度)	0t



重点施策6 地球温暖化対策推進プロジェクト (低炭素社会)

地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス発生量を抑制する日常生活や事業活動の促進、太陽光発電設備の普及など再生可能エネルギー利用の促進などを図るため、関連情報の充実や国・県と連携した温室効果ガス削減に関する施策を推進します。

また、町も自らの事業活動に伴い温室効果ガスを発生させている事業者であることから、削減目標達成に向けた取組の徹底を図ります。

【関連施策】

施策	内容	担当課
省エネ・創エネ・蓄エネ推進事業	大井町庁内環境配慮行動計画に基づき、町の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を抑えるとともに、積極的に省エネ・創エネ・蓄エネ推進に取り組めます。	総務安全課 生活環境課
メガソーラー設置運営事業	地球温暖化対策及び町有地の有効活用を図るため事業者と連携しメガソーラー設置運営事業を推進し、環境教育及び環境に配慮したまちづくりにつなげます。	生活環境課
住宅用太陽光発電設備設置費補助事業	地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対し、設置費用の一部を補助します。	生活環境課
エコカー普及促進事業	エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入及び電気自動車用急速充電設備の設置に対し補助を行うとともに、電気自動車の軽自動車税の減免を行います。またそうわ会館に設置した電気自動車用急速充電器の利用促進を図ります。	生活環境課 税務課

【環境指標と目標値】

環境指標	平成14年度	現状	目標
再生可能エネルギー普及率	0%	1.2% (372MW/30,971MW)	10%
太陽光発電設備導入率	0%	5% (90棟/1,800棟)	10%
エコカー普及率	0%	0.02% (2台/11,655台)	1%

※再生可能エネルギー普及率は、一般家庭における電力使用量に対する割合

※1,800棟は、平成23年度時点で築15年以内（太陽光発電設備が設置可能と想定する築年数）の家屋数

重点施策7

環境教育推進プロジェクト

(環境教育)

環境の保全を着実に推進するためには、全ての町民や事業者、これからの大井町を担う小中学生の高い環境意識やモラルを醸成するとともに、各主体が自主的に考え、取り組むための仕組みづくりを推進する必要があります。

環境学習会や情報提供、環境イベントなどを通じて環境についての意識の高揚を図り、本町の環境や地球環境のための自主的な行動が展開される施策を実施していきます。また、主体的な活動を行う組織づくりを推進します。

【関連施策】

施策	内容	担当課
環境展の開催	事業者や各種団体等の協力のもと、環境改善に関する技術や活動の紹介等を行い、町民等への環境学習、情報提供、意識啓発を図ります。	生活環境課
おおい自然園事業	動植物の生態系を保全するため、町全体を「おおい自然園」ととらえ、町内動植物の生息・生育状況について情報を収集するとともに、「おおい自然園展示会」等を開催し、町の自然を紹介します。	生涯学習課 地域振興課 生活環境課
おおい自然園サポーター養成事業	自然観察会等の指導者を養成し、指導者間の交流を通して、自然環境の保全を促します。	生涯学習課
おおい課外塾	自然環境学習の促進を図るため自然観察会を行います。	生涯学習課
環境出前講座	「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における出前講座を積極的に推進します。	生涯学習課 生活環境課
エコ・タウンおおい推進協議会	低炭素化社会、資源循環型社会、自然共生社会の実現へ向けた環境施策の検討、協働による環境施策の推進体制づくりを進めます。	生活環境課

【環境指標と目標値】

環境指標	平成14年度	現状	目標
環境展来場者数	1,500人	2,500人	5,000人
おおい自然園情報集	無し	調査	情報集作成
環境関連推進団体組織	1団体	3団体	5団体

※環境展来場者数は隔年開催のため平成15年度の数字

第5章 環境配慮と行動



本町が目指す環境像「ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい」を実現し、環境目標を達成するためには、町・町民・事業者のそれぞれが日常の活動において、自らの行動の環境への影響を理解し環境に配慮した活動に取り組んでいく必要があります。以下に町の施策、町民、事業者が行うべき行動を示します。

なお、町自らも一事業者であることから、事務事業における環境配慮やグリーン購入、更には省エネ、省資源に配慮するなど、率先して環境への負荷の低減の対策を講じ、自然環境との調和を図りながら施策を推進するなど、町民や事業者等の模範となるように実践していきます。

1. 生活環境

【環境目標】

I 健やかな心と身体を育む、安心して暮らせるまちをめざそう

(1) 町の取組

I - 1 良好な生活環境の保全

1 景観の保全と良好な都市景観形成の推進

- 大井町酒匂川縦貫道路沿道広告景観形成地区における屋外広告物の規制に関し、その普及啓発を図ります。

酒匂川縦貫道路沿いの景観維持（都市整備課）
- 酒匂川の緑化を推進するため、裏のり部分の環境整備を行うとともに水仙や松の木の保全に努めます。

酒匂川裏のり部分の緑化（生活環境課）
- 不法投棄、ポイ捨て防止のための意識啓発を図るとともに、事業者、学校、団体等が自主的に行う美化活動を支援します。

美化運動の支援（生活環境課）
- 自治会等による町内の計画的な美化運動を支援します。

美化運動推進助成金交付事業（生活環境課）
- 犬等ペットの糞の持ち帰りなど飼主のマナー向上について、狂犬病予防集合注射実施時や町広報・ホームページ等で呼びかけます。

ペットのふん持ち帰りの啓発（生活環境課）
- 建物の形態や色彩及び生垣等による敷地内緑化を促進し、良好な居住環境づくりを図ります。

地区計画制度の推進（都市整備課）

2 快適な道路の整備

- 歩行者の安全を確保するため、歩行空間の確保及び事故防止対策を行います。
交通安全施設整備事業（都市整備課）
- 道路舗装の打ち換え工事を行うとともに、道路構造物等の補修を行います。
道路舗装・道路維持補修事業（都市整備課）
- 東西連絡道路等の整備促進を図るため、国・県に対し都市計画道路金子開成和田河原線の早期実施を要請します。
都市計画道路の建設推進（都市整備課）

3 公園整備・緑化事業の推進

- 地域住民の協力を得ながら、公園の維持管理と既存公園の再整備を図ります。
おらが地域の公園づくり事業（生活環境課）
- 町民や団体による自発的な緑化活動を支援します。
地域緑化制度の推進（生活環境課）
- 開発指導等により公園及び緑地の確保を図り、周辺との景観に配慮した良好な住環境の創出に努めます。
開発許可制度の推進（都市整備課）
- 丘陵部西側の斜面を良好な緑地として、今後も保全が図られるよう、地権者に依頼します。
丘陵部西側斜面緑地地権者への継続的な管理の依頼（生活環境課）

4 上水道の安全で安定した供給

- 地下水位等の広域的なモニタリングを行います。
水資源保全に係る足柄平野における広域的連携（企画財政課）
- 老朽した上水道施設の計画的な更新を行います。
上水道施設の更新（生活環境課）

5 歴史的文化遺産の保全

- 文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習等への活用を推進します。
文化財の保護と活用（生涯学習課）

I - 2 環境汚染の防止

1 自動車排ガス対策の推進

- 町職員に対して、エコドライブについての周知、意識啓発を行います。
公用車エコドライブの推進（総務安全課・生活環境課）
- 町職員に対しノーカー通勤を啓発します。
町職員のノーカー通勤（総務安全課）
- 鉄道の利用促進を関係機関に要請します。
鉄道に係る要望活動（企画財政課）
- パンフレット等を作成し、鉄道輸送の利用促進を図るとともに沿線地域の振興・発展を推進します。
御殿場線利用の促進（企画財政課）
- バス路線の維持、確保策の検討を行います。
バス路線の確保（企画財政課）

- 交通渋滞や混雑緩和のため、国県に対し都市計画道路整備の早期実施を要請します。
都市計画道路の建設推進（都市整備課）
- 町民・事業者等のエコカーの導入促進を図ります。
エコカー情報提供、電気自動車等購入費補助金交付事業等（生活環境課）
電気自動車に対する軽自動車税減免制度（税務課）
- 公用車購入の際は、エコカーを積極的に導入いたします。
公用車のエコカー導入推進（総務安全課）

2 大気汚染対策の推進

- ごみの野焼きによる大気汚染や苦情発生の防止に努めます。
剪定枝破碎処理委託事業、野焼き防止の啓発（生活環境課）
- 県とともに、事業所における焼却炉及びボイラー等の適正管理を図るため立ち入り調査を実施します。
事業所立入調査（生活環境課）

3 排水対策の強化

- 下水道の整備の推進、未接続世帯等の解消を図ります。
下水道整備事業・下水道接続の推進（生活環境課）
- 合併処理浄化槽設置の促進を図ります。
合併処理浄化槽設置指導、合併処理浄化槽維持管理費補助事業（生活環境課）
- 町内主要河川の水質調査を行います。
主要河川水質検査（生活環境課）
- 事業所等における適正な排水処理を指導します。
事業所立入調査（生活環境課）
- 町施設の排水を適正に処理します。
町施設排水汚濁抑制（各課）

4 騒音・振動対策の推進

- 事業所等が実施する騒音・振動対策について適正な対策が講じられるよう指導します。
事業所立入調査（生活環境課）

5 有害物質対策の推進

- 有害物質の生活環境への流出を防止するため、排水調査、水質調査を実施します。
特定事業所等水質検査、主要河川水質調査（生活環境課）

（2）町民の取組

I - 1 良好な生活環境の保全

- 地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 住宅建設の際は周辺の環境に配慮します。
- 住宅敷地内の緑化に努めます。
- 犬などのペットの散歩の際には、糞を必ず持ち帰ります。
- 歴史的文化遺産の保全と次世代への継承に努めます。
- 積極的に情報を取り入れ町の歴史的文化遺産の理解を深めます。

I - 2 環境汚染の防止

- 自動車の利用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。
- 車の買い替え時には、エコカーにするよう心がけます。
- アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 大気汚染の原因となる小型焼却炉の使用や野焼きはしません。
- ごみの分別を徹底し燃えるごみを減らします。
- 下水道未接続世帯は接続に努めます。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに努めます。
- 合成洗剤の使用を控え、石けんを使用するよう努めます。
- ペットの鳴き声や、家庭生活から発生する騒音に配慮します。

(3) 事業者の取組

I - 1 良好な生活環境の保全

- 地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 建物の建設や看板等の設置の際には周辺の景観に配慮します。
- 敷地内の緑化に努めます。

I - 2 環境汚染の防止

- アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 業務用車両等の効率的な利用とエコカーの導入を推進します。
- 廃棄物は適切に処分します。
- 下水道未接続の事業者は接続に努めます。
- 焼却炉を使用する場合は、県の許可を受けた物を使用します。
- 事業所における排水を適切に処理します。
- 水質汚濁の原因となる物質は適正に管理、処理します。
- 事業に伴い発生する騒音・振動に対し十分な対策を行います。
- 開示可能な範囲で環境情報を公開するように努めます。

2. 自然環境

【環境目標】

Ⅱ 豊かな自然と共に生き、次の世代に引き継ごう

(1) 町の取組

Ⅱ - 1 自然環境の保全と再生

1 身近な水辺環境の保全

- 酒匂川堤防に接する農道、水路を活用し散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図るとともに回遊性のあるウォーキングコースの整備を進めます。

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり（地域振興課）

- 水源涵養機能の向上を図るため水源林となる森林整備を進めるとともに、町内の湧水等水辺環境の保全に努めます。

地域水源林整備事業（生活環境課）

- 酒匂川の清流を保全するため不法投棄の防止に努めるとともにクリーンキャンペーン等を通してごみの持ち帰りの意識啓発を図ります。

環境パトロール、酒匂川統一美化キャンペーン（生活環境課）

2 緑やせせらぎと調和した都市基盤の整備

- 優良農地の保全、農道や農業用水路など農業生産基盤の整備を推進します。

農道・農業用水路維持管理事業（地域振興課、都市整備課）

- グリーンツーリズムや里山整備事業等の連携により遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。

遊休農地・耕作放棄地対策（地域振興課）

- 酒匂川堤防に接する農道、水路を活用し散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図るとともに回遊性のあるウォーキングコースの整備を進めます。

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり（地域振興課）

- 町の花である水仙の普及とともに休耕田を利用した菜の花畑づくりを推進します。

水仙の普及活動（生活環境課） 菜の花畑づくり（地域振興課）

- ハイキングコースや関連施設の整備、充実を図ります。

ハイキングコースの広域化、富士見塚ハイキングコースの維持管理事業（地域振興課）

- 柳地区の七滝周辺を維持管理している団体に協力します。

七滝周辺の整備（地域振興課）

- 地域住民の協力を得ながら公園の維持管理を図るとともに、既存公園の再整備を図ります。

おらが地域の公園づくり事業（生活環境課）

- 町民による自発的な緑化活動を支援します。

地域緑化制度の推進（生活環境課）

3 森林・里山の保全と再生

- 荒廃が進みつつある里山を整備・保全することにより、里山の原風景の再生を図ります。

おおいゆめの里整備事業（地域振興課）

- 水源林となるエリアの森林保全、再生整備を推進します。
地域水源林整備事業（生活環境課）

4 環境保全型農業の推進

- 環境負荷の少ない農産物栽培方法の普及を図ります。
環境保全型農業直接支払交付金制度（地域振興課）

5 グリーンツーリズムの推進

- みかんの木オーナー制度を支援します。
みかんの木オーナー制度（地域振興課）
- 町民が気軽に農業とふれあえる場を提供します。
ふれあい農園貸付事業（地域振興課）
- 農業体験機会の提供拡大を推進します。
農業体験の推進（地域振興課）

6 農産物の地産地消の促進

- 四季の里直売所などの農産物直売所の運営及び販路拡大に向け支援します。
町内農産物の直売促進（地域振興課）
- 学校給食で町内農作物の使用を推進します。
学校給食の地場産物使用推進（学校給食センター・地域振興課）
- 町内農産物のアピールにより販路拡大と消費拡大を推進します。
大井町産物まつり（地域振興課）

7 人と自然の豊かなふれあいの確保

- ボランティア団体と連携し、里山の保全活動を推進します。
里山環境整備事業（地域振興課）
- 町全体を自然園ととらえた「おい自然園」事業の展開を図り、自然の素晴らしさを分かりやすく伝えて行きます。
おい自然園事業（生涯学習課）
- 自然環境学習の推進を図るため自然観察会等を行います。
おい課外塾の開催（生涯学習課）

Ⅱ - 2 生態系の保全と再生

1 野生動植物の生息・生育環境の保全と再生、適正化

- 生態系を保全する機能を有する農地を保全するため、環境負荷の少ない農産物の栽培方法の普及を図ります。
環境保全型農業直接支払交付金制度（地域振興課）
- 誰もが親しみやすく、生態系に配慮した河川、水路の整備を図ります。
酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり（地域振興課）
- 荒廃が進んだ里山の再生、陽光を入れるため間伐を行い、生態系にも配慮した里山保全を推進します。
おおいゆめの里整備事業（地域振興課）

2 おおい自然園事業の展開

- 動植物の生態系を保全するため、「おい自然園」において町内動植物の生息・生育状況の情報を収集します。
おおい自然園事業（生涯学習課）

(2) 町民の取組

Ⅱ - 1 自然環境の保全と再生

- 道路や水路整備について協力します。
- 水辺や森林等の利用の際には、原状回復とごみの持ち帰りを心がけます。
- 河川等の地域の美化活動に積極的に参加します。
- 森林等の保全のためのボランティア活動に積極的に参加します。
- 町内の農産物を積極的に購入します。
- 農地の保全に協力します。
- 各種イベントに積極的に参加します。
- ふれあい農園等を積極的に利用します。
- 自然とふれあう際にはごみは持ち帰ります。

Ⅱ - 2 生態系の保全と再生

- 野生動植物の保護に協力します。
- 野生動植物が生息する場所の保全に協力します。

(3) 事業者の取組

Ⅱ - 1 自然環境の保全と再生

- 地域の自然環境保全活動と連携し、地域の環境保全に協力します。
- 開発等においては自然環境に配慮します。
- 環境に配慮した農業への支援を行います。
- 環境に負荷の少ない農産物の栽培方法を積極的に導入します。
- 町内農産物を積極的に購入します。
- 農業において発生する廃棄物を適正に処理します。
- 農薬等は適切に使用、処理します。
- 農業基盤整備に協力します。
- 自然とふれあう場の提供に協力します。

Ⅱ - 2 生態系の保全と再生

- 野生動植物の保護に心がけた事業活動を行います。
- 開発等においては、野生動植物の生息環境に配慮します。

3. 循環型社会

【環境目標】

資源の循環を図り、環境負荷が少ないまちをめざそう

(1) 町の実践

Ⅲ - 1 ごみの減量化と資源化の推進

1 ごみの減量化と適切な処理の推進

- 「家庭ごみの正しい出し方」を毎年度全世帯に配布し、ごみの減量化や分別の指導・啓発を図ります。

ごみの減量化・再資源化の啓発（生活環境課）

- 家庭から排出される燃えるごみの組成状況を分析し、分別状況等タイムリーな記事を広報等に掲載し、ごみの分別の徹底を図ります。

燃えるごみ組成分析調査（生活環境課）

- 生ごみの資源化を推進するため段ボールコンポストの普及促進を図ります。また、段ボールコンポストでできた堆肥の有効活用を図るため地域緑化制度における活用方法の検証を進めます。

段ボールコンポストの普及促進（生活環境課）

- 公共施設におけるごみの減量化と再資源化を図ります。

町事業におけるごみ減量化・資源化の徹底（総務安全課・生活環境課）

- 事業者に対し、ごみの減量化と再資源化の徹底を求めます。

ごみの減量化・再資源化の啓発（生活環境課）

- あしがら上地区資源循環型処理施設の整備に向け、足柄上地区1市5町で検討を行います。

足柄上地区ごみ処理広域化事業（生活環境課）

2 再資源化の促進

- 「家庭ごみの正しい出し方」を毎年度全世帯に配布し、ごみの再資源化の徹底・啓発を図ります。

ごみの資源化の啓発（生活環境課）

- 家庭などから収集した剪定枝をチップ化し、有効活用を図ります。

剪定枝破碎処理委託事業（生活環境課）

- 団体等の資源集団回収活動を支援します。

資源回収奨励金交付事業（生活環境課）

- 町図書館等では不要になった図書を廃棄せずに有効活用します。

本のリサイクル（生涯学習センター図書館）

- フリーマーケットの開催、リサイクル伝言板の充実を図ります。

もったいない市、リサイクル伝言板（生活環境課）

- マイバッグの持参等を呼びかけ、レジ袋の削減を啓発します。

環境にやさしい買い物キャンペーン（生活環境課）

- リサイクル製品、環境にやさしい製品の利用拡大を図ります。

グリーン購入（各課）

3 不法投棄対策の推進

- 不法投棄防止を目的としたパトロールを実施するとともに不法投棄物の撤去及び不法投棄多発箇所への再発防止策を実施します。

環境パトロール（生活環境課）

- 足柄上地域不法投棄監視員との連携により不法投棄を監視します。

足柄上地域不法投棄監視員制度（生活環境課）

（2）町民の取組

Ⅲ - 1 ごみの減量と資源化の推進

- 使い捨て商品の購入は極力控えます。
- 家庭内へのごみの持ち込みを減らします。
- ごみの分別を徹底します。
- 壊れたら修理し、物の長期使用に心がけます。
- 資源集団回収活動に協力します。
- リサイクル商品の購入に心がけます。
- 有害物質を含むものは適切に処理します。
- 不法投棄防止対策に協力します。
- 自己の管理地は不法投棄を誘発しないよう適切に管理します。

（3）事業者の取組

Ⅲ - 1 ごみの減量と資源化の推進

- 事業所におけるゼロエミッションに取り組みます。
- グリーン購入を推進します。
- 壊れたら修理し、物の長期使用に心がけます。
- 商品等販売時には簡易包装に努めます。
- 産業廃棄物は適正に処理します。
- 化学物質、有害物質の適正な管理、使用、処理を行います。
- 環境問題の責任者や担当部署を設置します。
- 不法投棄防止対策に協力します。
- 自己の管理地は不法投棄を誘発しないよう適切に管理します。
- 産業廃棄物の適切な処理による不法投棄防止を図ります。

4. 低炭素社会

【環境目標】

地球環境の保全をめざし、積極的な取組をすすめよう

(1) 町の取組

IV - 1 地球温暖化対策の推進

1 省エネ、省資源に配慮したライフスタイルの促進

- 空調の温度管理、照明管理などを徹底し、使用電力の抑制を図ります。また、役場庁舎等においてグリーンカーテンを行います。
温室効果ガス削減事業（総務安全課・生活環境課）
- 公共施設における省エネ化、省資源化を図ります。
省エネに配慮したオフィスづくり（総務安全課）
- 町職員に対して、エコドライブについての周知、意識啓発を行います。
公用車エコドライブの推進（総務安全課・生活環境課）
- 町職員に対しノーカー通勤を啓発します。
町職員のノーカー通勤（総務安全課）
- 公用車購入の際は、エコカーを積極的に導入いたします。
公用車のエコカー導入促進（総務安全課）
- 環境学習の一環として「こども環境家計簿」を作成し、各家庭の取り組みにつなげます。
こども環境家計簿の推進（生活環境課）
- 電気自動車等を購入する町民等に対し、補助金を交付します。
電気自動車等購入費補助金交付事業（生活環境課）
- 電気自動車用急速充電設備を設置する町民等に対し、補助金を交付します。
電気自動車用急速充電設備設置費補助金交付事業（生活環境課）
- 電気自動車に係る軽自動車税の減免を行います。
電気自動車に対する軽自動車税減免制度（税務課）
- そうわ会館に設置した電気自動車用急速充電器の利用促進を図ります。
電気自動車用急速充電器の管理（生活環境課）

2 再生可能エネルギーの有効利用の促進

- 公共施設の建設には積極的に再生可能エネルギーの導入を検討します。
公共施設再生可能エネルギー導入事業（各課）
- 下山田町有地にメガソーラーを誘致し、設置、運営、環境教育活動等を事業者とともに推進します。
メガソーラー推進事業（生活環境課）
- 住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対し、補助金を交付します。
住宅用太陽光発電設備設置費補助事業（生活環境課）

3 交通における地球温暖化対策

- 公共交通機関の利用促進を図るため、関係機関に要請します。
関係機関に係る要望活動（企画財政課）
- パンフレット等を作成し、鉄道輸送の利用促進を図るとともに沿線地域の振興・発展を推進します。
御殿場線利用促進（企画財政課）
- 公共交通機関の利用促進を図るため、バス路線の維持、確保策の検討を行います。
バス路線の確保（企画財政課）
- 温室効果ガス発生抑制の観点から、交通渋滞や混雑緩和のため、国・県に対し都市計画道路金子開成和田河原線の早期実施を要請します。
都市計画道路の建設推進（都市整備課）

（2）市民の取組

IV - 1 地球温暖化対策の推進

- 地球規模での環境問題に関心を持ちます。
- 空調や照明の管理を徹底し、省エネ型のライフスタイルを実施します。
- 節電を徹底します。
- 電化製品などの購入の際は環境配慮型の製品を購入します。
- マイカーの利用を控えるなど温室効果ガスの発生を削減します。
- 冷蔵庫、エアコン等フロンガス使用機器を適正に処理します。
- 住宅等には積極的に再生可能エネルギーを導入します。
- 省エネ型住宅の建設に努めます。
- 車の買い替え時には、エコカーにするよう心がけます。

（3）事業者の取組

IV - 1 地球温暖化対策の推進

- 地球規模での環境問題に関心を持ちます。
- 事業における省エネ、省資源を進めエコオフィス化を図ります。
- 省エネ・環境配慮型の施設整備に努めます。
- 環境配慮型の商品開発に努めます。
- 事業活動に伴う温室効果ガスの発生を抑制します。
- フロンガス使用機器の適正な廃棄処理、適正な回収処理を行います。
- 事業活動に積極的に再生可能エネルギーを導入します。
- 業務用車両等の効率的な利用とエコカーの導入を推進します。

5. 環境教育

【環境目標】

環境パートナーシップの形成をめざそう

(1) 町取組

V - 1 環境教育の推進

1 環境学習の促進と基盤づくり

- 環境関連分野の展示、体験、学習の場を身近に提供し、町民の環境意識の向上を図ります。

環境展の開催（生活環境課）

- 町内の小・中学校等では、身近な環境や地球規模の視点に立って、総合的な学習の時間や体験学習等を通して、自然環境を見直すなど自然に対する興味・関心を深めるように環境教育の推進を図ります。

町内小中学校等の環境教育の推進（教育総務課）

- 総合的な学習の時間での環境教育を実施します。

総合的時間を活用した環境教育（教育総務課）

2 環境情報の的確な提供

- 大井町環境展において、新技術や団体の活動等を紹介します。

環境にやさしい新技術の紹介（生活環境課）

- 大井町史(別編 自然)により広報等を活用し町の自然を紹介します。

大井町史(自然編)の紹介（生涯学習課・町民課）

- 町広報、ホームページ、生涯学習センターで町の豊かな自然を紹介します。また、おおい自然園展示会等を開催し、町の自然紹介をします。

環境学習活動の周知（生涯学習課・町民課）

V - 2 協働による環境保全の推進

1 協働による環境保全・再生活動の促進

- 町・町民・事業者・との協働により、環境施策の立案を進めます。

エコ・タウンおおい推進協議会（生活環境課）

- ボランティア団体「おおいゆめの里育て隊」との協働により積極的に里山管理を推進します。

ゆめの里整備事業（地域振興課）

- 自然観察会等の指導者を養成し、指導者間の交流を通して環境保全を促します。

おおい自然園サポーター養成事業（生涯学習課）

(2) 町民の取組

V - 1 環境教育の推進

- 自然環境学習等に積極的に参加します。
- 自然環境に関する情報を積極的に活用します。

V - 2 協働による環境保全の推進

- 環境施策における協働の取組に積極的に参加します。
- おおい自然園事業に積極的に参加します。

(3) 事業者の取組

V - 1 環境教育の推進

- 環境学習等に協力します。
- 町民向けに環境学習会を開催します。

V - 2 協働による環境保全の推進

- 環境施策における協働に取り組みに積極的に参加します。
- おおい自然園事業に積極的に参加します。



第 6 章 計画の推進体制と進行管理



1. 計画の推進体制

(1) 計画推進体制の確立

本計画の効率的な推進に向け、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について横断的な協議を行うとともに、計画の推進状況の評価・点検を行う推進体制を整備します。

ア 大井町環境審議会

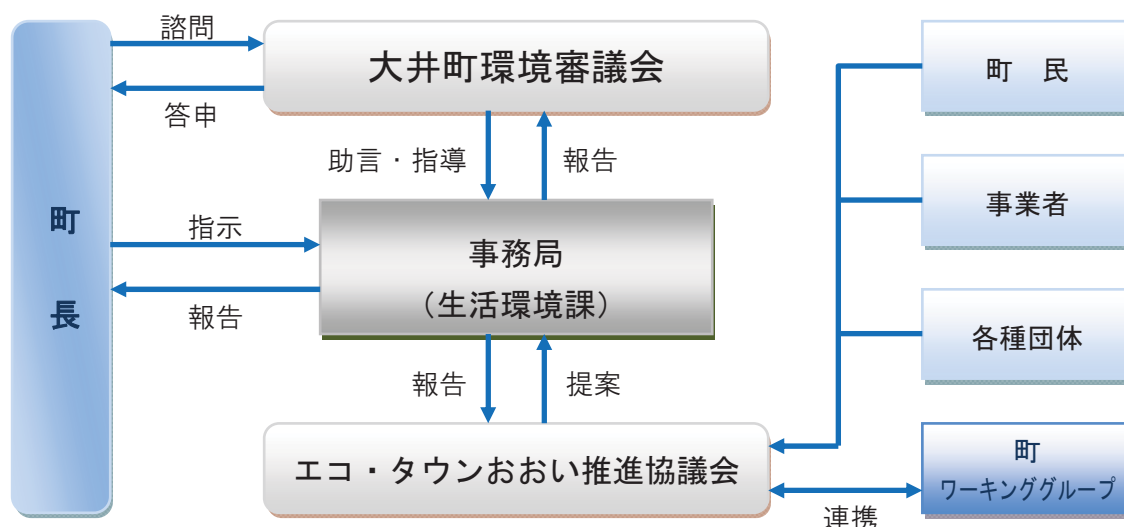
環境基本法の規定に基づく、市町村の区域の環境保全に関して基本的事項を調査審議するための審議会で、大井町環境基本条例により設置されたものです。本計画策定後は、計画の推進状況等の総合的な評価・点検を行います。

イ エコ・タウンおおい推進協議会

本町における環境施策の検討及び推進を図ることを目的に設置された協議会で、町民・事業者・団体により構成します。計画に定めた施策の取組や進捗状況进行评估するとともに、各種施策の策定や事業計画の立案を行います。

ウ ワーキンググループ

庁内各課等によりワーキンググループを編成し、本計画で定めた施策の取組や町民・事業者に対する意識啓発を図ります。また、エコ・タウンおおい推進協議会と連携し、取組の進捗状況进行评估するとともに、各種施策の策定や事業計画の立案を行います。



（２）大井町環境行動計画の推進

大井町環境行動計画とは大井町環境基本計画に定める各施策の推進と実効性を高めるため、町・町民・事業者が行う具体的な活動や取組、目標等を定めるものです。

町は、率先して環境配慮した行動を実行し、町民・事業者・各種団体等に対しては具体的な取組の実践を促進します。

（３）事業者・地域・各種団体のネットワーク

町民、事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民、事業者による幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、自治会や事業所、団体等による連携した環境調査や美化活動等の実施等に向けて、必要に応じて町が調整役となり町民・事業者の自主的活動を支援するとともに協働による取組を推進します。

（４）国・県・周辺自治体との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては町を主体となって、国や県、周辺自治体などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請し、連携しながら計画を推進します。

（５）財政上の措置

本計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとします。

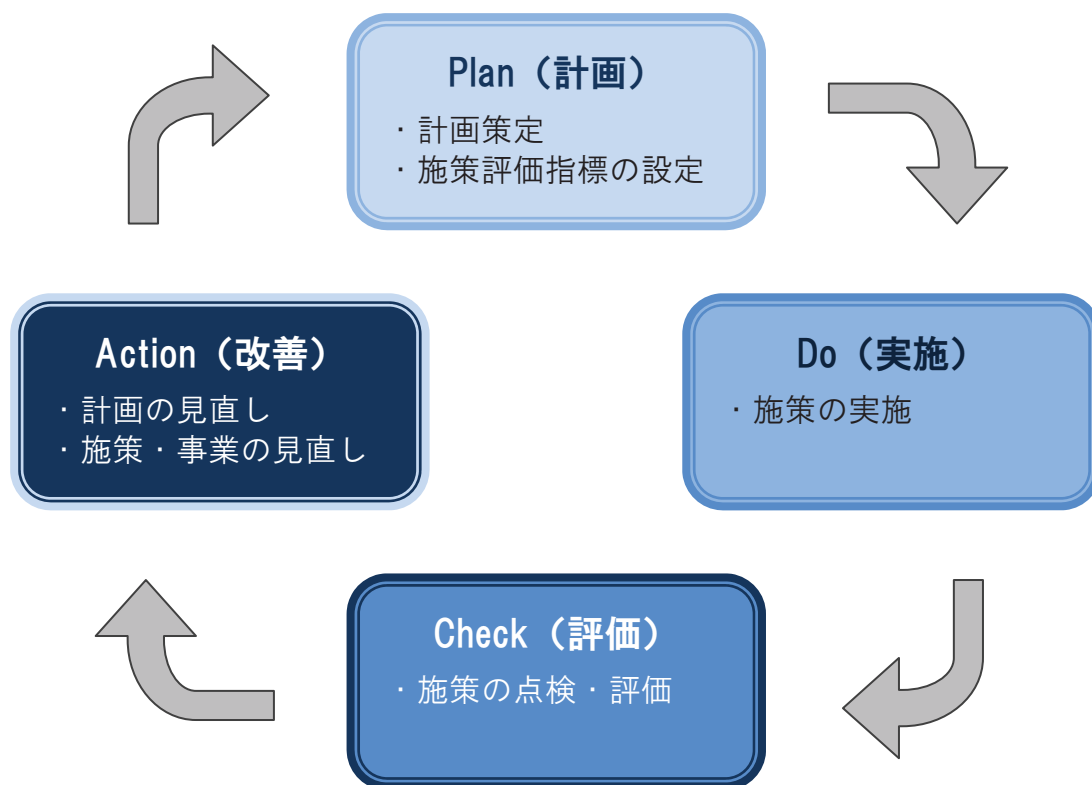
2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の手法

本計画の実効性を確保していくためには、計画の進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組に反映させる仕組みが重要です。

本計画の進行管理は、環境マネジメント手法（PDCA サイクル）に基づいて行います。計画に基づく施策を実施し、環境の現状や施策の実施状況を把握し、施策評価指標の達成状況をチェックします。

このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しも行います。



(2) 進行状況の点検・評価

本計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、庁内ワーキンググループ及びエコ・タウンおおい推進協議会において、計画の進捗状況について年度ごとに点検及び評価を行います。

また、大井町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

(3) 計画の見直し

環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 計画及び進捗状況の周知

本計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体が計画の内容を理解するとともに日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

このため、町のホームページ、広報誌等を通じて計画内容及び進捗状況の周知に努めます。



参考資料



1. 大井町環境基本条例

平成13年3月21日

条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条・第9条）

第3章 施策推進のための方策（第10条～第17条）

第4章 環境審議会（第18条）

附則

私たちのまち大井は、三方を緑あふれる山に、また一方をきらめく清流酒匂川に囲まれ、街中を縦横に走る用水と、丹沢山塊からの水資源とに恵まれ、太陽と水と緑が調和した温暖で豊かな自然環境の下に、田園が広がる「ひょうたん」の町として知られています。

しかしながら、物質的な豊かさや利便性を求める社会経済活動の拡大や生活様式の変化などにより、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁が地域のひいては地球全体の環境そのものにも影響を及ぼすことが懸念されています。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを自覚し、郷土である大井と、人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに社会経済活動や生活様式を見直し、環境に配慮した社会を構築しなければなりません。

このような認識のもとに、大井の将来にわたる持続的な発展と地球規模の環境保全を実現するため、まず地域から行動を起こすことを決意し、その実現のためこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の多様性の喪失その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、基本理念にのっとり、町の施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 3 町は、基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、公害の防止その他自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の発生の抑制、再生利用により環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じ

る公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため環境に配慮されたものとなるよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じる責務を有するとともに、廃棄物の発生の抑制、再生の利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本町に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の保持を図るとともに、河川、用水、森林、農地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。
- (3) うるおいと心のかよう都市環境を保全及び創造するため、緑やせせらぎ等と調和した都市基盤を整備し、地域の財産である酒匂川の松並木越しに見る富士の眺望と、歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び減量化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全のための施策を推進すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、大井町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 施策推進のための方策

(総合的調整)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある町の施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(町民等の意見の反映)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第12条 町は、町民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第13条 町は、町民等が自発的に行う地域の環境美化活動、資源の循環に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 町は、環境の保全及び創造を図るために必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握について、必要な調査を行うものとする。

(財政上の措置)

参考資料

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、大井町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2. 大井町環境美化条例

平成13年 3 月21日

条例第 4 号

(目的)

第1条 この条例は、大井町環境基本条例（平成13年大井町条例第3号）の本旨を達成するため、廃棄物の不法投棄及びその散乱の防止並びに土地建物等の適切な管理に関し、町、町民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。次項において「法」という。）第16条の規定に違反してみだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 町民等 町民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(町民の協力)

第3条 町民は、廃棄物の不法な投棄を発見したときは、速やかに町に通報する等、町が行う廃棄物の不法投棄の防止に関する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第4条 町長は、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空闲地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草（枯草又はこれに類するかん木類を含む。）の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。

(標識)

第5条 空き地の管理者は、当該空き地等の見易い場所に自己の住所、氏名等を明示した管理標識等を設置するよう努めなければならない。

(資材、廃材等の所有者又は管理者の義務)

第6条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材等を公共の場所等に不法に放置してはならない。

2 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材等を自己の所有、占有又は管理する土地・

参考資料

建物等から飛散若しくは流出させ、又は当該土地・建物等においてたい積させる等して、生活環境を悪化させてはならない。

(不法投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに捨ててはならない。

2 町民等は、犬又は猫を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。

(2) 道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。

3 町が指定した廃棄物の集積場所に廃棄物を排出する者は、町が定める排出の方法に従わない方法又は当該集積場所の清潔を妨げる方法によって、廃棄物を排出してはならない。

(指導等)

第8条 町長は、第6条に規定する資材、廃材等の所有者又は管理者の義務を怠った者に対し、資材、廃材等の除去その他の必要な措置について、指導、勧告することができる。

2 町長は、前条第1項に規定する土地に廃棄物が捨てられ、又は捨てられるおそれがあり、良好な環境の保全の妨げとなると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、廃棄物の除去その他必要な措置について、指導、助言することができる。

(措置命令)

第9条 町長は、第7条第1項の規定に違反して廃棄物をみだりに投棄した者に対し、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(告発及び氏名等の公表)

第10条 町長は、前条に定める命令に従わない者で悪質と認められる者に対しては、関係機関へ告発するものとする。

2 町長は、違反者が前条の規定による命令に従わない場合には、当該違反者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）等を公表することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3. 大井町環境審議会規則

平成13年3月21日規則第5号

改正

平成14年2月6日規則第1号

平成17年4月1日規則第2号

平成20年3月24日規則第8号

平成21年3月23日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大井町環境基本条例（平成13年大井町条例第3号）第18条第1項の規定に基づき設置された大井町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

参考資料

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長が必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第6条 会長又は部会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初の審議会の会議は、町長が招集する。
- 3 大井町環境保全審議会規則（昭和55年大井町規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成14年2月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

4. エコ・タウンおおい推進協議会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 恵まれた自然環境を守り育てるとともに、持続可能な低炭素化社会、資源循環型社会、自然共生社会の実現へ向けた環境施策の検討及び推進を図るため、エコ・タウンおおい推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し、施策の検討及び推進に向けて協議を行う。

- (1) 地球温暖化防止対策に関すること
- (2) 3Rの推進に関すること
- (3) 自然との共生に関すること
- (4) 環境基本計画の策定に関すること

(委員)

第3条 協議会は、委員8名以内で構成する。

- 2 委員は、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 会長は必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 施策の検討及び推進を図るため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名するとともに、会長の承認により必要に応じて委員でない者を部会の構成員とすることができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名し

参考資料

た者がその職務を代理する。

- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長は必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、生活環境課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5. まちづくりアンケート調査結果

資料：「大井町まちづくりアンケート調査結果報告書（平成 21 年 10 月報告）」

（1）大井町の将来像や今後のまちづくりについて

i. すばらしいと思うものは（場所）や大切にしたいもの

問 あなたは、大井町にある「すばらしいと思うもの(場所)」や「大切にしたいもの」は何だと思えますか。例を参考に3つ以内でお書きください。

（町民）

順位	分類	項目	票数	構成比
1位	自然	酒匂川の清流	267	21.8%
2位	自然	豊かな自然	139	11.4%
3位	生活	挨拶	129	10.6%
4位	生活	ひょうたん祭	120	9.8%
5位	施設	上大井ひょうたん駅	97	7.9%
6位	施設	大井松田 I C	94	7.7%
7位	自然	富士山	91	7.4%
8位	施設	東名高速	82	6.7%
9位	自然	田園風景	81	6.6%
10位	施設	第一生命	73	6.0%
11位	自然	富士見塚からの眺望	67	5.5%
12位	施設	国道255号の沿道サービス	54	4.4%
13位	生活	近所づきあい・人情	50	4.1%
14位	施設	公共施設	35	2.9%
15位	歴史	祭囃子	35	2.9%
16位	施設	第一生命からの展望	31	2.5%
17位	生活	ひょうたん	24	2.0%
18位	自然	相和丘陵	23	1.9%
19位	自然	町内から見える富士	22	1.8%
20位	自然	おいしい水	18	1.5%
21位	自然	酒匂川の土手	16	1.3%
22位	施設	いこいの村	14	1.1%
23位	自然	酒匂川の松並木	14	1.1%
24位	生活	静かな環境	13	1.1%
25位	生活	日常生活に便利	11	0.9%
26位	施設	第一生命の桜並木	10	0.8%
27位	自然	根岸山	9	0.7%
28位	自然	おいしい空気	7	0.6%
29位	生活	町民大会	7	0.6%
30位	施設	教育施設	6	0.5%
31位	施設	高い建物がない	3	0.2%
		その他	402	32.9%
		合計	2,044	100.0%

(職員)

順位	分類	項目	票数	構成比
1位	自然	富士山	34	21.8%
2位	自然	田園風景	22	14.1%
3位	自然	酒匂川の清流	20	12.8%
4位	自然	豊かな自然	19	12.2%
5位	自然	富士見塚からの眺望	14	9.0%
6位	自然	相和丘陵	13	8.3%
7位	施設	東名高速	11	7.1%
8位	生活	挨拶	10	6.4%
9位	施設	大井松田 I C	10	6.4%
10位	施設	第一生命	10	6.4%
11位	施設	上大井ひょうたん駅	9	5.8%
12位	生活	ひょうたん祭	9	5.8%
13位	生活	ひょうたん	7	4.5%
14位	生活	近所づきあい・人情	6	3.8%
15位	施設	国道255号の沿道サービス	6	3.8%
16位	施設	いこいの村	4	2.6%
17位	自然	酒匂川の松並木	4	2.6%
18位	自然	根岸山	3	1.9%
19位	施設	教育施設	2	1.3%
20位	施設	第一生命の桜並木	2	1.3%
21位	自然	おいしい水	1	0.6%
22位	施設	公共施設	1	0.6%
23位	自然	酒匂川の土手	1	0.6%
24位	歴史	祭囃子	1	0.6%
25位	自然	おいしい空気	0	0.0%
26位	生活	静かな環境	0	0.0%
27位	施設	第一生命からの展望	0	0.0%
28位	施設	高い建物がない	0	0.0%
29位	生活	町民大会	0	0.0%
30位	生活	日常生活に便利	0	0.0%
31位	自然	町内から見える富士	0	0.0%
		その他	66	42.3%
		合計	285	100.0%

大井町にある素晴らしいと思うものは、町民アンケートで上位 10 項目をみると、自然環境に関する項目が 4 項目、施設環境に関する項目が 4 項目、生活環境に関する項目が 2 項目となっており、自然環境や大井町にある施設を大切に考えていることがうかがわれる。

最も多かったのは「酒匂川の清流」で 267 票、以下「豊かな自然」(139 票)、「挨拶」(129 票)、「ひょうたん祭」(120 票)となっている。

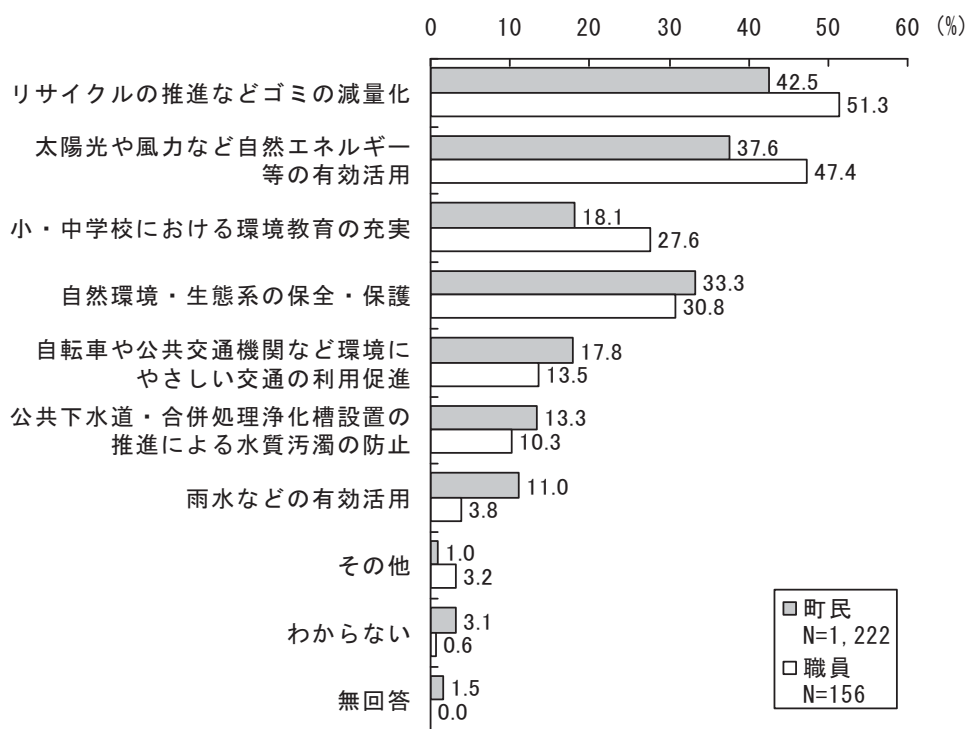
一方、職員アンケートで上位 10 項目をみると、自然環境に関する項目が 6 項目、施設環境に関する項目が 3 項目、生活環境に関する項目が 1 項目となっており、自然環境を大切にしたいと考えていることがうかがわれる。

最も多かったのは、「富士山」で 34 票、以下「田園風景」(22 票)、「酒匂川の清流」(20 票)、「豊かな自然」(19 票)となっている。

町民アンケートと職員アンケートを比較してみると、自然環境に関する項目は、町民 4 項目に対し職員 6 項目と、自然環境を大切にしたい意向は職員の方が強いことがうかがわれる。また、上位 10 項目中、「酒匂川の清流」、「豊かな自然」をはじめとする 8 項目が町民と職員で共通しており、素晴らしいと思い大切にしたいものの傾向は、町民と職員でほぼ同様であるといえる。

ii 地球環境問題に対して町で重点的に取り組むべきことは

問 あなたは、地球環境問題に対し、今後、大井町ではどのようなことを重点的に取り組んでいくべきと思われますか。



地球環境問題に対して町で重点的に取り組むべきことは、町民アンケートと職員アンケートではほぼ同様の傾向となっており、「リサイクルの推進などゴミの減量化」（町民 42.5%、職員 51.3%）が最も高く、次いで「太陽光や風力など再生可能エネルギー等の有効活用」（町民 37.6%、職員 47.4%）、「自然環境・生態系の保全・保護」（町民 33.3%、職員 30.8%）となっている。

町民アンケートと職員アンケートを比較してみると、「リサイクルの推進などゴミの減量化」や「太陽光や風力など再生可能エネルギー等の有効活用」、「小・中学校における環境教育の充実」（町民 18.1%、職員 27.6%）などは、町民に比べ職員が 10 ポイント近く上回っている。一方、「雨水などの有効活用」は、職員の 3.8% に比べて町民は 11.0% とやや高くなっている。

【属性別】

(単位：％)

		全体	1 位	2 位	3 位
全体		N=1, 222	リサイクルの推進などゴミの減量化 42.5	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 37.6	自然環境・生態系の保全・保護 33.3
性別	男性	N=564	リサイクルの推進などゴミの減量化 42.7	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 38.8	自然環境・生態系の保全・保護 36.5
	女性	N=654	リサイクルの推進などゴミの減量化 42.2	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 36.5	自然環境・生態系の保全・保護 30.6
年齢別	16～19歳	N=32	リサイクルの推進などゴミの減量化 53.1	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 31.3	自然環境・生態系の保全・保護 28.1
	20～29歳	N=113	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 44.2	リサイクルの推進などゴミの減量化 38.1	自然環境・生態系の保全・保護 30.1
	30～39歳	N=200	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 43.5	自然環境・生態系の保全・保護 37.5	リサイクルの推進などゴミの減量化 34.5
	40～49歳	N=150	リサイクルの推進などゴミの減量化 48.0	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 44.0	自然環境・生態系の保全・保護 30.0
	50～59歳	N=194	リサイクルの推進などゴミの減量化 47.4	自然環境・生態系の保全・保護 39.7	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 39.2
	60～69歳	N=302	リサイクルの推進などゴミの減量化 40.4	自然環境・生態系の保全・保護 36.4	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 33.4
	70歳以上	N=231	リサイクルの推進などゴミの減量化 45.0	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 29.9	自然環境・生態系の保全・保護 24.7
地区別	金田地区	N=761	リサイクルの推進などゴミの減量化 41.9	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 36.8	自然環境・生態系の保全・保護 33.9
	曾我地区	N=333	リサイクルの推進などゴミの減量化 43.5	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 39.6	自然環境・生態系の保全・保護 32.1
	相和地区	N=121	リサイクルの推進などゴミの減量化 43.8	太陽光や風力など自然エネルギー等の有効活用 36.4	自然環境・生態系の保全・保護 33.9

性別にみると、3位「自然環境・生態系の保全・保護」では、女性の30.6%に比べて男性は36.5%とやや高くなっている。

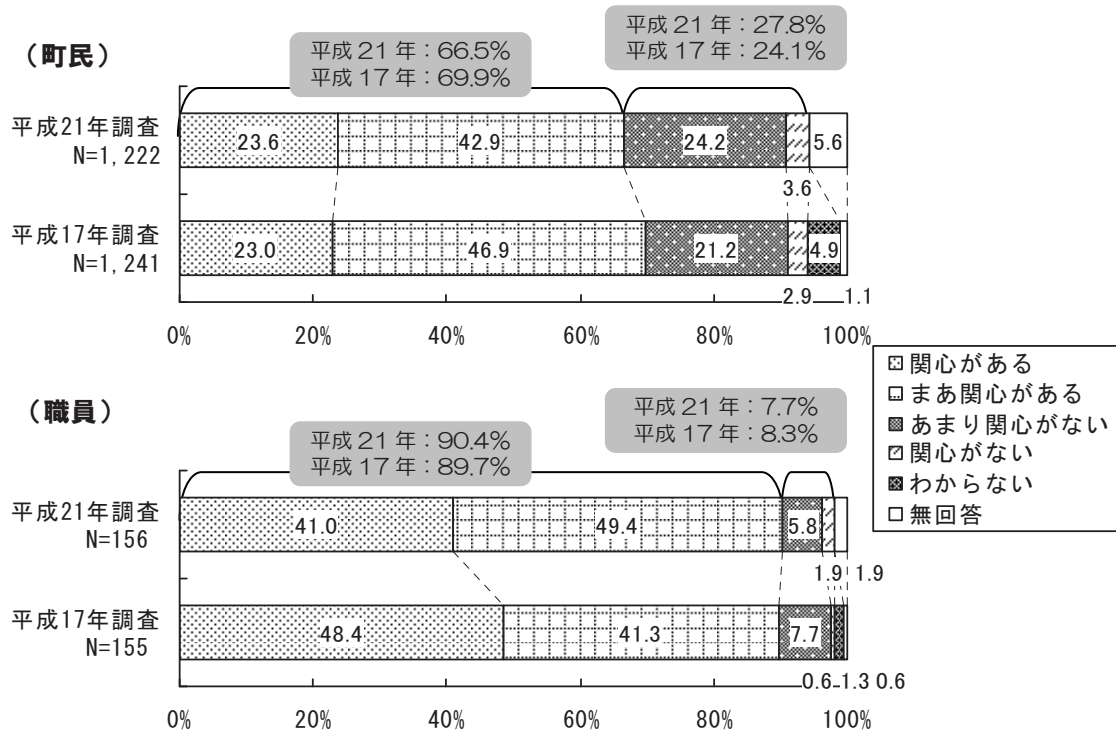
年齢別にみると、20～29歳と30～39歳の1位「太陽光や風力など再生可能エネルギー等の有効活用」（20～29歳44.2%、30～39歳43.5%）や、50～59歳と60～69歳の2位「自然環境・生態系の保全・保護」（50～59歳39.7%、60～69歳36.4%）などは全体の傾向と順位が異なっている。

地区別にみると、大差はみられない。

(2) まちづくりへの参加と協力について

i 地域づくりやまちづくり活動に対する関心

問 あなたは、地域づくりやまちづくり活動に関心がありますか。



※平成21年の調査には「わからない」という項目がない。

地域づくりやまちづくり活動に対する関心は、町民アンケートでは「まあ関心がある」が42.9%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が24.2%、「関心がある」が23.6%となっている。平成17年の調査と比較してみると、大きな変化は見られない。

職員アンケートでは、「まあ関心がある」が49.4%と最も高く、次いで「関心がある」が41.0%となっている。平成17年の調査と比較してみると、「関心がある」(41.0%)は平成17年調査の48.4%に比べてやや低くなっている一方、「まあ関心がある」(49.4%)は平成17年調査の41.3%に比べてやや高くなっており、「関心がある」から「まあ関心がある」へ移動したと思われるが、「関心がある」と「まあ関心がある」を合わせた割合に大きな変化は見られない。

町民アンケートと職員アンケートを比較してみると、「関心がある」と「まあ関心がある」を合わせた割合は、職員の90.4%に比べて町民は66.5%と目立って低くなっている一方、「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせた割合は、職員の7.7%に比べて町民は27.8%と目立って高くなっている。

【属性別】

(単位：％)

		全体	1 位	2 位	3 位
全体		N=1, 222	まあ関心がある 42. 9	あまり関心がない 24. 2	関心がある 23. 6
性別	男性	N=564	まあ関心がある 41. 3	関心がある 29. 6	あまり関心がない 20. 9
	女性	N=654	まあ関心がある 44. 3	あまり関心がない 27. 1	関心がある 18. 5
年齢別	16～19歳	N=32	まあ関心がある 53. 1	あまり関心がない 31. 3	関心がない 9. 4
	20～29歳	N=113	あまり関心がない 40. 7	まあ関心がある 38. 1	関心がある 14. 2
	30～39歳	N=200	まあ関心がある 52. 5	あまり関心がない 26. 5	関心がある 16. 0
	40～49歳	N=150	まあ関心がある 45. 3	あまり関心がない 26. 0	関心がある 22. 0
	50～59歳	N=194	まあ関心がある 48. 5	関心がある 24. 7	あまり関心がない 21. 6
	60～69歳	N=302	まあ関心がある 42. 1	関心がある 28. 8	あまり関心がない 20. 5
	70歳以上	N=231	関心がある 31. 2	まあ関心がある 30. 3	あまり関心がない 19. 0
地区別	金田地区	N=761	まあ関心がある 42. 3	あまり関心がない 25. 0	関心がある 23. 7
	曾我地区	N=333	まあ関心がある 43. 5	関心がある 24. 3	あまり関心がない 23. 1
	相和地区	N=121	まあ関心がある 45. 5	あまり関心がない 23. 1	関心がある 21. 5

性別にみると、男性の2位「関心がある」は 29.6%となっており、女性の3位「関心がある」(18.5%) に比べ目立って高くなっている。

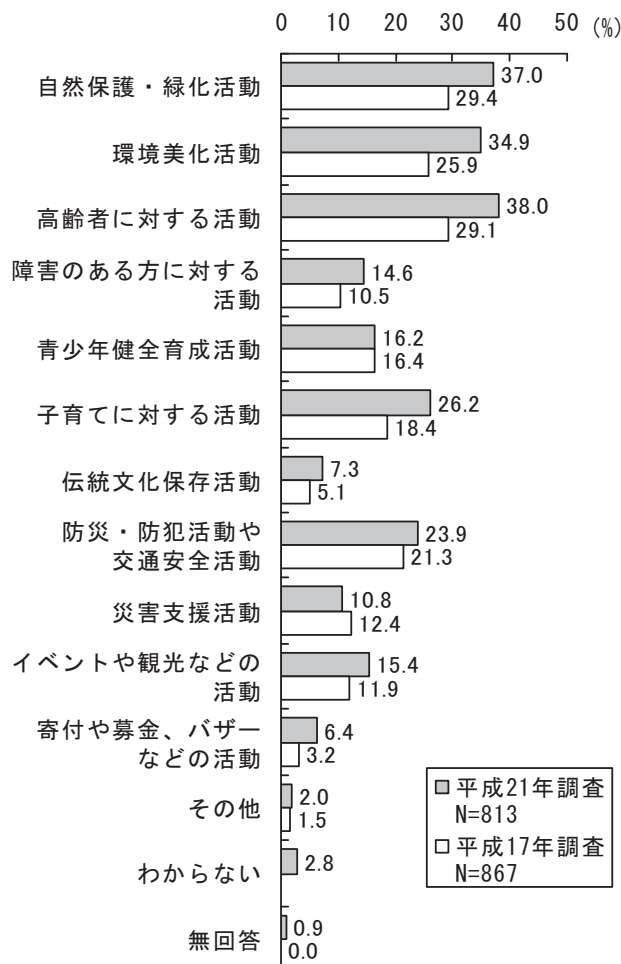
年齢別にみると、16～19歳では3位「関心がない」(9.4%)、20～29歳では1位「あまり関心がない」(40.7%) となっており、若年層で関心が低くなっていることがうかがわれる。一方、50～59歳と 60～69歳では2位「関心がある」(50～59歳 24.7%、60～69歳 28.8%)、70歳以上では1位「関心がある」(31.2%) となっており、年代が高くなるにつれ関心が高まっていることがうかがわれる。

地区別にみると、曾我地区では2位「関心がある」(24.3%) となっており、他の地区に比べてやや関心が高いことがうかがわれる。

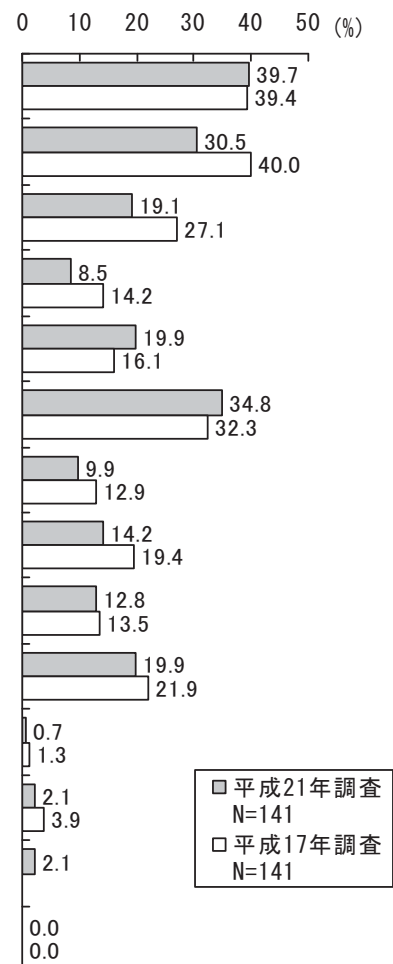
ii 今後の活動意向

問 あなたが今活動したいと思うものはどれですか。

(町民)



(職員)



※平成17年の調査には「わからない」という項目がない。

今後の活動意向は、町民アンケートでは「高齢者に対する活動」が38.0%と最も高く、以下「自然保護・緑化活動」(37.0%)、「環境美化活動」(34.9%)となっている。平成17年の調査と比較してみると、「青少年健全育成活動」と「災害支援活動」を除く項目で、平成21年調査は平成17年調査を上回っており、特に「環境美化活動」(平成17年調査25.9%、平成21年調査34.9%)、「高齢者に対する活動」(平成17年調査29.1%、平成21年調査38.0%)、は比較的高くなっている。

職員アンケートでは、「自然保護・緑化活動」が39.7%と最も高く、以下「子育てに対する活動」(34.8%)、「環境美化活動」(30.5%)となっている。平成17年の調査と比較してみると、「環境美化活動」(平成17年調査40.0%、平成21年調査30.5%)や「高齢者に対する活動」

参考資料

(平成 17 年調査 27.1%、平成 21 年調査 19.1%) では、平成 17 年調査に比べ平成 21 年調査ではやや低くなっている。

町民アンケートと職員アンケートを比較してみると、「高齢者に対する活動」(町民 38.0%、職員 19.1%) や「防災・防犯活動や交通安全活動」(町民 23.9%、職員 14.2%) では、職員に比べ町民が高くなっている一方、「子育てに対する活動」では町民の 26.2% に比べて職員は 34.8% と高くなっている。

【属性別】

(単位：%)

	全体	1 位	2 位	3 位
全体	N=813	高齢者に対する活動 38.0	自然保護・緑化活動 37.0	環境美化活動 34.9
性別	男性 N=400	自然保護・緑化活動 42.3	環境美化活動 38.3	高齢者に対する活動 33.3
	女性 N=411	高齢者に対する活動 42.6	子育てに対する活動 34.3	自然保護・緑化活動 32.1
年齢別	16～19歳 N=18	自然保護・緑化活動／子育てに対する活動 44.4		環境美化活動／イベントや観光などの活動 33.3
	20～29歳 N=59	子育てに対する活動 45.8	イベントや観光などの活動 40.7	自然保護・緑化活動 35.6
	30～39歳 N=137	子育てに対する活動 54.0	自然保護・緑化活動 31.4	防災・防犯活動や交通安全活動 25.5
	40～49歳 N=101	環境美化活動 40.6	自然保護・緑化活動 36.6	高齢者に対する活動 32.7
	50～59歳 N=142	自然保護・緑化活動 41.5	高齢者に対する活動 38.0	環境美化活動 36.6
	60～69歳 N=214	高齢者に対する活動 44.4	環境美化活動 41.6	自然保護・緑化活動 38.3
	70歳以上 N=142	高齢者に対する活動 57.7	環境美化活動 40.8	自然保護・緑化活動 35.9
地区別	金田地区 N=502	高齢者に対する活動 39.8	自然保護・緑化活動 36.1	環境美化活動 33.1
	曾我地区 N=226	環境美化活動 38.9	自然保護・緑化活動 37.6	高齢者に対する活動 35.0
	相和地区 N=81	自然保護・緑化活動 40.7	環境美化活動／高齢者に対する活動 34.6	

性別にみると、男性は 1 位「自然保護・緑化活動」(42.3%)、2 位「環境美化活動」(38.3%)、3 位「高齢者に対する活動」(33.3%) となっている。また、女性は 2 位「子育てに対する活動」(34.3%)、3 位「自然保護・緑化活動」(32.1%) となっており、性別により順位や項目が異なっている。

年齢別にみると、16～19 歳と 20～29 歳、30～39 歳の 1 位「子育てに対する活動」(16～19 歳 44.4%、20～29 歳 45.8%、30～39 歳 54.0%) や、20～29 歳の 2 位「イベントや観光などの活動」(40.7%)、30～39 歳の 3 位「防災・防犯活動や交通安全活動」(25.5%) など、全体の傾向とは順位や項目が異なっている。

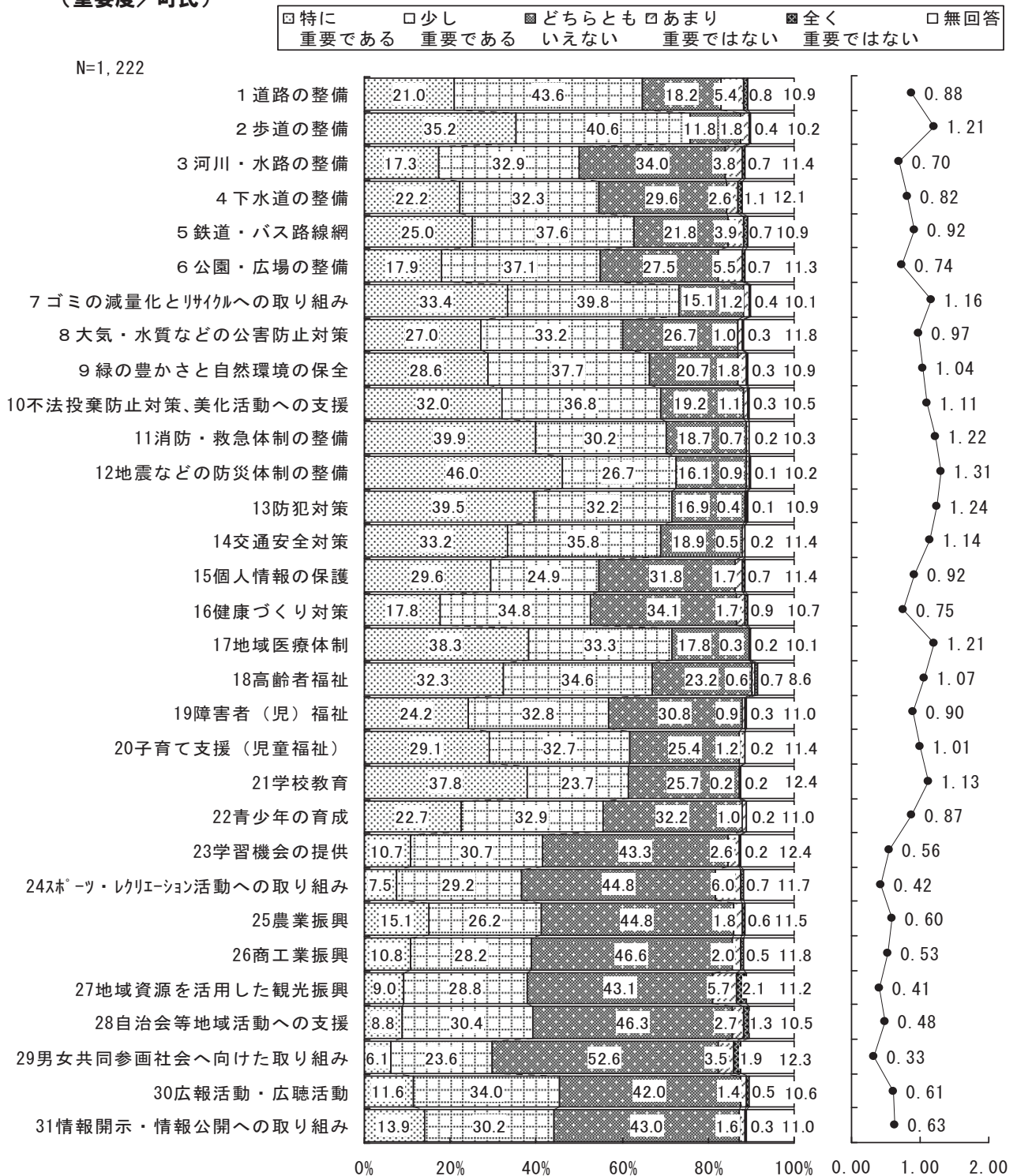
地区別にみると、金田地区では全体の傾向と同様となっているが、曾我地区では 1 位「環境美化活動」(38.9%)、2 位「自然保護・緑化活動」(37.6%)、3 位「高齢者に対する活動」(35.0%)、相和地区では 1 位「自然保護・緑化活動」(40.7%)、2 位「環境美化活動」、「高齢者に対する活動」(いずれも 34.6%) となっており、全体の傾向とは順位が異なっている。

(3) 行政の施策や事業への取組について

i 各種施策・事業に対する重要度

問 町では、各種施策・事業に取り組んでいます。これからの取組について、今後どの程度重要だと感じます。

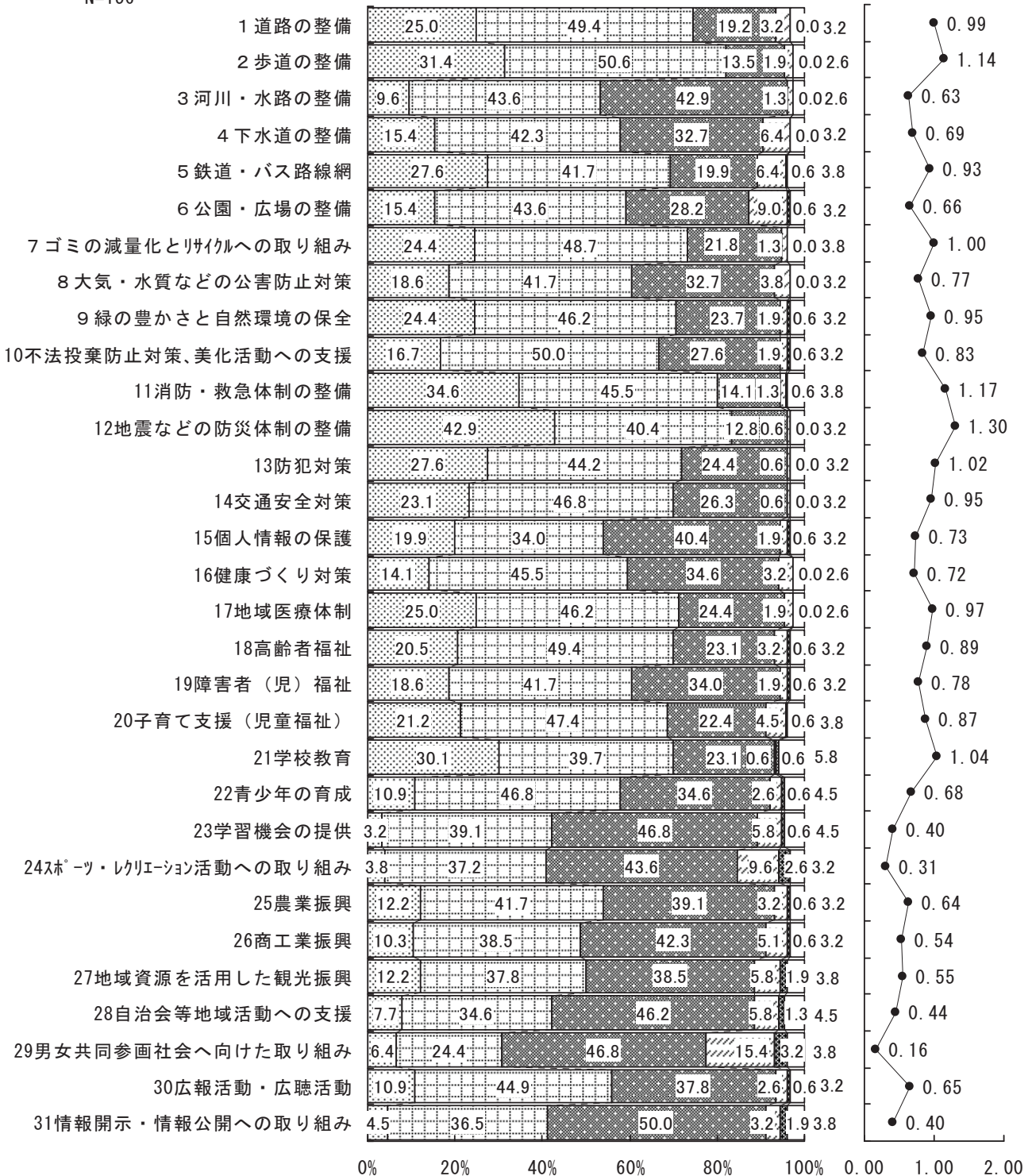
(重要度／町民)



(重要度/職員)

□特に重要である □少し重要である ■どちらともいえない □あまり重要ではない ■全く重要ではない □無回答

N=156



平均点の算出方法：「特に重要である」：2点、「少し重要である」：1点、「どちらともいえない」：0点、「あまり重要ではない」：-1点、「全く重要ではない」：-2点として、無回答を除いた数で計算している。

6. 用語解説

足柄上地域不法投棄監視員

県の委嘱により、足柄上地域の不法投棄の撲滅を図るため、不法投棄の監視、通報、未然防止の啓発等を行い、地域の快適な生活環境や良好な自然環境を確保する。

あしがら上地区資源循環型処理施設

循環型社会の構築を目指すとともに、ごみ処理を取り巻く様々な課題に対応するため、神奈川県が平成 10 年に策定した「県ごみ処理広域化計画」に基づき、足柄上地区 1 市 5 町により整備の計画をしている新たなごみ処理施設。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

合併処理浄化槽

し尿と併せて生活雑排水を処理してから排出するもので、適正に管理されていれば排水に問題はない。現行の法律上、浄化槽と定められているもの。

かながわ森林再生 50 年構想

水源の森林づくり事業やかながわ水源環境保全・再生施策大綱・実行 5 か年計画、丹沢大山自然再生基本構想など、これまで森林に関する施策、計画、提言等で示されたものを取りまとめ、県内の森林全体について再生の方向とめざす姿を示したもの。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

環境基本法

今日の大量生産・大量消費・大量破壊型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための、国の環境行政の新たな枠組みを示す基本的な法律。

環境パートナーシップ

住民や民間の団体が主体となって、相互の環境コミュニケーションを深めつつ、事業者や行政と密接な連携を図りながら、連携・協働して地域の環境を改善・創造していくこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく環境の視点を重視し、環境への負荷ができるかぎりだけ少ないものを選んで優先的に購入していくこと。

下水道供用開始区域

下水道整備が終了し、その使用が認められた区域。

こども環境家計簿

環境家計簿は、毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うものである。その子どもを対象としたものであり、子どもたちが省エネを実行したり、環境問題に目を向けるように工夫が凝らされている

公共施設緑地

都市公園以外の公有地または公的な管理がされ、公園・緑地に準じた機能を持つ施設。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないもの。

施設緑地

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域です。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域を指定する。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

循環型社会

廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした環境への負荷をできる限り少なくする社会。

水源林

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する森林。

3 R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したもの Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。多くの生命は他のたくさんの生きものと支えあいながら存在していることを表す。

生物多様性の損失

生物の生息地の環境破壊や外来種の侵入などにより本来の生態系が崩れること。

ゼロエミッション

産業活動が廃棄物、排水、排気などの排出物を出すことを当たり前とする産業構造を、全ての物が利用される資源循環型に転換すること。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理するもの。生活雑排水は未処理のまま河川等に排出されるため、汚染や異臭の発生が懸念される。

地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画（森林法第 4 条）」に即して、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第 5 条）」の対象となる民有林のことを指します。

地域性緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地下水の涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。

低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさないよう水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市公園区域内において設置する公園または緑地。

民間施設緑地

民有地で公園・緑地に準じた機能を持つ施設。

みかんの木オーナー制度

みかんの木 1 本ごとに契約を結ぶオーナー制度で、日ごろの木の管理は園主が行い、オーナーは収穫を楽しむだけ。申込受付は J A かながわ西湘相和支店が行っている。

緑被率

対象となる地域の面積に対して緑被地が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となり、都市計画などに用いられる。

リサイクル伝言板

町の生活環境課が窓口となり、各家庭で不要になったものでまだ使えるものと希望した人に譲る、または逆に誰かから譲ってほしいという場合に、これらの情報交換を紹介する制度。生涯学習センターにこの伝言板を掲示しています。

大井町環境基本計画

平成25年3月

発 行 大井町

編集・製作 大井町生活環境課

神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

TEL 0465(83)1311

FAX 0465(82)3295

